

# ばんきょうの国保

## 令和元年版



文 京 区  
福祉部国保年金課



# 目次

1	文京区国民健康保険のあゆみ	- 1 -
2	国民健康保険事務機構	- 11 -
2.1	事務分掌	- 11 -
2.2	係別職員数の推移	- 12 -
3	国民健康保険事業の運営に関する協議会	- 13 -
4	被保険者	- 14 -
4.1	年度別被保険者加入状況	- 15 -
4.2	年齢別被保険者数	- 17 -
4.3	外国人加入状況	- 18 -
4.4	事由別資格異動状況（取得、喪失）	- 20 -
5	保険給付	- 22 -
5.1	療養給付の種類	- 22 -
5.2	保険給付内容の推移一覧	- 26 -
5.3	一般療養諸費の年度別推移	- 28 -
5.4	退職者療養諸費の年度別推移	- 29 -
5.5	年度別高額療養費支給状況の推移	- 30 -
5.6	年度別高額医療・高額介護合算療養費支給状況の推移	- 30 -
5.7	年度別高額療養費資金貸付状況の推移	- 31 -
5.8	年度別一部負担金免除状況の推移	- 31 -
5.9	出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金の年度別推移	- 31 -
5.10	不当利得・不正利得・第三者行為	- 31 -
5.11	1人当たりの医療費推移	- 34 -
5.12	診療月別医療費推移	- 35 -
6	退職者医療制度	- 36 -
7	国民健康保険料	- 37 -
7.1	保険料計算方法	- 37 -
7.2	年度別保険料率等の推移	- 38 -
7.3	年度別保険料収納状況の推移（現年分）	- 39 -
7.4	年度別保険料収納状況の推移（滞納繰越分）	- 40 -
7.5	年度別23区収納状況	- 42 -
7.6	年度別不納欠損理由一覧	- 44 -
7.7	平成30年度年齢別滞納状況	- 44 -
7.8	年度別保険料納付方法別収納状況	- 45 -
7.9	年度別口座振替加入状況の推移	- 46 -
7.10	年度別、月別口座振替届出状況	- 47 -
7.11	口座振替引落状況	- 48 -
7.12	均等割保険料の軽減措置等	- 49 -
7.13	算定方式変更に伴う経過措置	- 50 -
7.14	被用者保険の被扶養者だった方への緩和措置	- 50 -
7.15	非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減措置	- 50 -
7.16	保険料一般減免状況	- 51 -
7.17	均等割賦課、限度額超過世帯等の世帯数と保険料額	- 52 -
8	保健事業	- 53 -
8.1	指定保養施設	- 53 -
8.2	日帰り温泉施設利用補助金事業	- 53 -

8.3	特定健康診査・特定保健指導 .....	- 54 -
9	国民健康保険事業決算状況 .....	- 55 -
9.1	平成 30 年度歳入決算状況 .....	- 55 -
9.2	平成 30 年度歳出決算状況 .....	- 55 -
9.3	過去 3 年間の決算状況 .....	- 56 -
10	資料 事業年報 .....	- 57 -

(最終ページ-82-)

# 1 文京区国民健康保険のあゆみ

年 月	主 な 事 項
昭和 33 年 12 月	新国民健康保険法制定 (昭和 34 年 1 月 1 日施行)
昭和 34 年 10 月	特別区国民健康保険事業調整条例制定
11 月	文京区国民健康保険条例制定
12 月	特別区国民健康保険事業の一斉開始 保険料……均等割 600 円 + 所得割 (前年度区民税額×95/100) 限度額 50,000 円 給付率……世帯主 7 割 世帯員 5 割 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 被保険者証交付 (藤色)
昭和 35 年 3 月	文京区国民健康保険運営協議会規則制定
10 月	東京都民皆保険達成
昭和 36 年 4 月	国民健康保険全国実施 国民皆保険達成 国民健康保険事業の一環として、指定旅館及び無料健康相談実施 23 区共同で夏季山の家、海水浴場施設開設
7 月	医療費 12.5% 引き上げ
10 月	被保険者証更新 (水色)
12 月	医療費 2.3% 引き上げ
昭和 37 年 12 月	助産費を 2,000 円に改定
昭和 38 年 4 月	昭和 38 年度に限り均等割を 500 円に引き下げ 低所得者世帯に対する保険料減額賦課に関する規定新設 (昭和 38 年 4 月 1 日施行) 結核予防法第 34 条、35 条及び精神衛生法 29 条の適用医療に対し 10 割給付実施 (昭和 38 年 4 月 1 日施行)
8 月	被保険者証更新 (オレンジ色)
10 月	督促手数料の撤廃 準世帯主を 7 割給付に改定
昭和 39 年 4 月	助産費及び葬祭費支給額を 3,000 円に改定
12 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の基準所得額を引き上げ (昭和 40 年 4 月 1 日施行) 地方税法の規定に合わせて保険料延滞金の計算方法改定 (昭和 40 年 4 月 1 日施行)
昭和 40 年 1 月	給付率……全世帯員 7 割 被保険者証更新 (クリーム色)
10 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 40 年度保険料より適用)
昭和 41 年 4 月	地方税法の改定に伴い所得割額の対象を前年度区民税から前年度住民税 (区民税+都民税) に改定 (昭和 41 年度保険料より適用)
10 月	保険料改定 均等割 600 円 + 所得割 (前年度住民税額×112/100) 限度額 50,000 円
昭和 42 年 4 月	永住許可の大韓民国国民及び外国人世帯に属する日本人に国民健康保険適用 地方税法の改定に伴い所得割額の賦課対象より退職所得にかかる住民税額を除外 (昭和 42 年度保険料より適用)
8 月	被保険者証更新 (うぐいす色)
10 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 42 年度保険料より適用) 低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象世帯における所得計算より退職所得を除外 (昭和 43 年度保険料より適用)
昭和 43 年 4 月	育児手当新設 支給額 2,000 円
8 月	地方税法の改定に伴い保険料延滞金に関する規定の一部改定
昭和 44 年 6 月	低所得者世帯に対する保険料減額措置の対象範囲拡大 (昭和 44 年度保険料より適用)

年 月	主 な 事 項
昭和 44 年	8 月 被保険者証更新（藤色） 精神衛生法第 32 条適用医療に対する 10 割給付実施
	9 月 助産費支給額を 10,000 円に改定
	12 月 東京都の 70 歳以上老人医療の無料化制度実施
昭和 45 年	4 月 葬祭費支給額を 5,000 円に改定
昭和 46 年	8 月 被保険者証更新（白茶色）
昭和 47 年	4 月 保険料を訪問徴収から納付書による自主納付に変更
	12 月 外国人登録法の規定により外国人登録原票に登録されている全ての外国人に対し国民健康保険を適用
昭和 48 年	1 月 国の施策として 70 歳以上の老人医療無料化制度を実施
	8 月 被保険者証更新（濃クリーム色）
	12 月 高額医療費支給制度の新設 (30,000 円を超える一部負担金について支給を開始。任意給付)
昭和 49 年	4 月 助産費支給額を 20,000 円、葬祭費支給額を 10,000 円に改定
	10 月 保険料限度額を 80,000 円に改定 保険料の特別減免制度実施
昭和 50 年	7 月 保健事業として宿泊施設『海の家』（岩井海岸民宿「あめや」）の借上げ開始
	8 月 被保険者証更新（藤色）
	10 月 高額療養費が法定給付となる。（一部負担金 30,000 円）
昭和 51 年	4 月 保険料改定 均等割 2,400 円 + 所得割（前年度住民税額×112/100） 限度額 120,000 円 条例減額 1 号世帯 720 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 1,200 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 助産費支給金額を 40,000 円に改定
	8 月 高額療養費の自己負担限度額を 39,000 円に改定
昭和 52 年	6 月 高額療養費の貸付制度開始
	8 月 被保険者証更新（肌色）
昭和 53 年	4 月 保険料改定 均等割 4,800 円 + 所得割（前年度住民税額×112/100） 限度額 170,000 円 条例減額 1 号世帯 1,440 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 2,400 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 助産費支給金額を 60,000 円に、葬祭費支給額を 20,000 円に改定
昭和 54 年	8 月 被保険者証更新（黄色）
昭和 55 年	4 月 保険料改定 均等割 6,000 円 + 所得割（前年度住民税額×122/100） 限度額 220,000 円 条例減額 1 号世帯 1,800 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 3,000 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 保険料の算定方式を所得対応方式から医療費対応方式に変更 助産費支給金額を 80,000 円に、葬祭費支給額を 30,000 円に改定
昭和 56 年	4 月 保険料改定 均等割 8,400 円 + 所得割（前年度住民税額×118/100） 限度額 240,000 円 条例減額 1 号世帯 2,520 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 4,200 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 保険料に関する所得申告義務について規定（簡易申告制開始）
	8 月 被保険者証更新（白茶色）
昭和 57 年	4 月 保険料改定 均等割 9,000 円 + 所得割（現年度住民税額×107/100） 限度額 260,000 円 条例減額 1 号世帯 2,700 円（国 6 割+東京都 1 割=7 割減額） 条例減額 2 号世帯 4,500 円（国 4 割+東京都 1 割=5 割減額） 所得割額の対象を前年度住民税から現年度住民税に改定 (昭和 57 年度保険料より適用) 助産費支給金額を 100,000 円に改定

年 月	主 な 事 項
昭和 57 年 9 月	高額療養費の自己負担限度額を 45,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯及び 70 歳以上の老人被保険者については 39,000 円に据え置き。
昭和 58 年 1 月	高額療養費の自己負担限度額を 51,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯及び 70 歳以上の老人被保険者については 39,000 円に据え置き。
2 月	老人保健法実施 一部負担金 外来 月 400 円 入院 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)
8 月	被保険者証更新 (青色)
昭和 59 年 4 月	保険料限度額を 280,000 円に改定
10 月	退職者医療制度創設 給付率……退職者本人 8 割、被扶養者入院 8 割、被扶養者外来 7 割 特例療養費制度創設 高額療養費制度改定 非課税世帯の高額療養費自己負担限度額を 30,000 円に改定 多数該当、世帯合算、長期疾病の各制度創設 特定療養費制度創設
昭和 60 年 4 月	被保険者証更新 (あさぎ色) 保険料限度額を 310,000 円に改定
昭和 61 年 4 月	保険料改定 均等割 12,000 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 350,000 円 条例減額 1 号世帯 3,600 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 6,000 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 助産費支給額を 130,000 円に、葬祭費支給額を 50,000 円に改定 滞納整理主査新設
5 月	高額療養費の自己負担限度額を 54,000 円に改定。ただし、住民税非課税世帯については 30,000 円に据え置き。
昭和 62 年 1 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 800 円 入院 1 日 400 円 [低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)]
4 月	被保険者証更新 (一般 もえぎ色、退職者 空色) 保険料限度額を 370,000 円に改定
昭和 63 年 4 月	保険料限度額を 390,000 円に改定 保健事業として日帰り施設『海の家』(三浦海岸「人見」)の借上開始
平成 元年 4 月	保険料改定 均等割 14,400 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 400,000 円 条例減額 1 号世帯 4,320 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 7,200 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 アイボリー色、退職者 サーモン色)
6 月	高額療養費の自己負担限度額を 57,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 31,800 円に改定
平成 2 年 4 月	保険料限度額を 420,000 円に改定 徴収嘱託員制度導入 (8 人)
平成 3 年 4 月	被保険者証更新 (一般 水色、退職者 若草色)
5 月	高額療養費の自己負担限度額を 60,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 33,600 円に改定
平成 4 年 1 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 900 円 入院 1 日 600 円 [低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)]
4 月	保険料改定 均等割 16,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×107/100) 限度額 440,000 円 条例減額 1 号世帯 5,040 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 8,400 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 助産費支給額を 240,000 円に改定
平成 5 年 4 月	保険料限度額を 460,000 円に改定 被保険者証更新 (一般 さくら色、退職者 濃クリーム色)

年 月		主 な 事 項			
平成 5 年	4 月	老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,000 円 入院 1 日 700 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕			
	5 月	高額療養費の自己負担限度額を 63,000 円に改定。また、住民税非課税世帯については 35,400 円に改定			
平成 6 年	4 月	保険料改定 均等割 15,900 円 + 所得割 (現年度住民税額×133.7/100) 限度額 500,000 円 条例減額 1 号世帯 4,770 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 7,950 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額)			
	10 月	助産費及び育児手当金廃止、出産育児一時金創設 支給額 300,000 円 入院時食事療養費創設 標準負担額 1 日 600 円 (低所得者 450 円、長期入院 300 円、老齢福祉年金受給者 200 円) 訪問看護療養費創設 移送費を療養費から分離			
平成 7 年	4 月	保険料改定 均等割 16,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×119/100) 限度額 500,000 円 条例減額 1 号世帯 5,040 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 8,400 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 空色、退職者 サーモン色) 老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,010 円 入院 1 日 700 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕			
平成 8 年	4 月	保険料改定 均等割 19,500 円 + 所得割 (現年度住民税額×155/100) 限度額 520,000 円 条例減額 1 号世帯 5,850 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 9,750 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 郵便局の自動払込み開始 老人保健の一部負担金改定 外来 月 1,020 円 入院 1 日 710 円〔低所得者 1 日 300 円 (2 ヶ月を限度)〕			
	6 月	高額療養費の自己負担限度額を 63,600 円に改定。ただし、住民税非課税世帯については 35,400 円に据え置き			
	10 月	入院時食事療養費改定 標準負担額 1 日 760 円 (低所得者 650 円、長期入院 500 円、老齢福祉年金受給者 300 円)			
平成 9 年	4 月	保険料改定 均等割 22,500 円 + 所得割 (現年度住民税額×162/100) 限度額 520,000 円 条例減額 1 号世帯 6,750 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額) 条例減額 2 号世帯 11,250 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額) 被保険者証更新 (一般 うぐいす色、退職者 濃クリーム色) 葬祭費支給額を 60,000 円に改定			
	9 月	老人保健の一部負担金改定 外来 1 回 500 円 (同一保険医療機関ごとに 1 ヶ月 4 回を限度) 入院 1 日 1,000 円 (低所得者 1 日 500 円) 外来薬剤の一部負担創設 (6 歳未満の者と老人保健の低所得者は免除) 内服薬 投薬ごとに 1 日分につき 1 種類 0 円 2~3 種類 30 円 4~5 種類 60 円 6 種類以上 100 円 外用薬 投薬ごとに 1 種類 50 円 2 種類 100 円 3 種類 150 円 頓服薬 投薬ごとに 1 種類 10 円			



年 月		主 な 事 項
平成 10 年	4 月	<p>保険料改定 均等割 26,100 円 + 所得割 (現年度住民税額×187/100)            限度額 530,000 円</p> <p>条例減額 1 号世帯 7,830 円 (国 6 割+東京都 1 割=7 割減額)            条例減額 2 号世帯 13,050 円 (国 4 割+東京都 1 割=5 割減額)</p> <p>出産育児一時金支給額を 350,000 円に、葬祭費支給額を 70,000 円に改定</p> <p>老人保健の一部負担金改定            入院 1 日 1,100 円 (低所得者 1 日 500 円)</p>
平成 11 年	4 月	<p>老人保健の一部負担金改定            外来 1 回 530 円 (同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)            入院 1 日 1,200 円 (低所得者 1 日 500 円)</p> <p>被保険者証更新 (一般 藤色、退職者 ベージュ色)</p>
平成 12 年	4 月	<p>特別区制度改革            特別区への特例規定である国保法第 118 条及び同法施行令第 40 条による都の調整措置を廃止、各区は自主的・自立的な事業運営を行っていくことになった。ただし当面の間、統一保険料方式により 23 区の保険料(基礎分)は統一することとする。</p> <p>介護保険制度創設            第 2 号被保険者(40 歳以上 65 歳未満)の国保加入者は、今までの医療分(基礎分)に加え介護納付金分(介護分)を国民健康保険料として納入。</p> <p>介護分保険料 均等割 7,200 円+所得割 (現年度住民税額× 12/100)            限度額 70,000 円</p> <p>保険料(基礎分)改定 均等割 26,100 円+所得割 (現年度住民税額×194/100)</p>
平成 13 年	1 月	<p>入院時食事療養費改定 標準負担額 1 日 780 円            (低所得者 650 円、長期入院 500 円、老齢福祉年金受給者 300 円)</p> <p>高額療養費の自己負担限度額改定            住民税課税世帯 上位所得者 121,800 円+ (医療費-609,000) × 1%            上位所得者以外 63,600 円+ (医療費-318,000) × 1%            住民税非課税世帯 35,400 円            (4 回目からは、それぞれ 70,800 円・37,200 円・24,600 円)</p> <p>老人保健の一部負担金改定            外来・入院とも原則として医療費の 1 割を負担 (定率 1 割負担制・上限あり)            *外来は定額負担制の診療所もある 1 日 800 円 (1 ヶ月 4 回まで負担)            訪問看護 定率 1 割負担制 (費用の 1 割を負担) 1 ヶ月 3,000 円まで負担            *定額負担制を選択する訪問看護ステーションでは            1 日 600 円 (1 ヶ月 5 回まで負担)</p> <p>海外療養費新設</p>
	4 月	<p>被保険者証更新 (一般 さくら色、退職者 みず色)</p> <p>保険料改定            基礎分 均等割 27,300 円 + 所得割 (現年度住民税額×194/100)            限度額 530,000 円            介護分 均等割 8,100 円 + 所得割 (現年度住民税額× 13/100)            限度額 70,000 円</p>
平成 14 年	4 月	<p>保険料改定 (基礎分改定なし)            介護分 均等割 7,800 円 + 所得割 (現年度住民税額×12/100)            限度額 70,000 円</p> <p>老人保健の一部負担金改定            外来の定率 1 割負担上限額引上げ            *外来で定額負担制の診療所 1 日 850 円 (1 ヶ月 4 回まで負担)            訪問看護の定率 1 割負担上限額を 3,200 円に引上げ            *定額負担制の訪問看護ステーション 1 日 640 円 (1 ヶ月 5 回まで負担)</p>
	10 月	<p>3 歳未満児の医療費は、2 割負担へ引下げ</p> <p>高額療養費の自己負担限度額改定 (住民税非課税世帯の改定なし)            住民税課税世帯 上位所得者 139,800 円+ (医療費-699,000) × 1%            上位所得者以外 72,300 円+ (医療費-361,500) × 1%            (4 回目からは、それぞれ 77,700 円・40,200 円)</p>

年 月	主 な 事 項
平成 14 年 10 月	<p>老人保健の対象年齢引上げ 老人保健の対象年齢を段階的に 75 歳（一定の障害のある方は 65 歳）以上へ引上げる。これに伴い、退職者医療制度の対象年齢も段階的に引上げる。</p> <p>70 歳以上被保険者の一部負担金改定 医療費の 1 割を負担（一定以上の所得者は 2 割負担） 所得区分を細分化し、自己負担限度額を改定（月額上限制、診療所の定額負担制は廃止）</p> <p>保健事業 「海の家」（三浦海岸 宿泊施設・日帰り施設）終了</p>
平成 15 年 4 月	<p>被保険者証更新（一般 うぐいす色、退職者 藤色）、短期証・資格証も同様（前期高齢者証・特定疾病療養受療証 白色）*個人証（カードタイプ）に変更</p> <p>保険料改定 基礎分 均等割 29,400 円 + 所得割（現年度住民税額×204/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 9,000 円 + 所得割（現年度住民税額×15/100） 限度額 70,000 円</p> <p>結核・精神医療給付金制度改正（申告により非課税者に受給者証交付） 退職被保険者等（70 歳未満）は 3 割負担へ変更 薬剤一部負担金廃止・特例療養費（平成 14 年度診療分）で廃止 高額療養費の自己負担限度額改定 上位所得者 139,800 円 +（医療費 - 466,000）× 1% 上位所得者以外 72,300 円 +（医療費 - 241,000）× 1%</p>
6 月	<p>保健事業 夏季保養施設利用補助金開始 国保指定旅館のうち JTB 上野支店取扱いの 9 施設を夏季保養施設として、宿泊に対し補助金（1泊2千円）を支給。</p>
平成 16 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 30,200 円 + 所得割（現年度住民税額×208/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 10,800 円 + 所得割（現年度住民税額× 22/100） 限度額 80,000 円</p>
9 月	<p>保健事業 夏季保養施設利用補助金終了</p>
平成 17 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 32,100 円 + 所得割（現年度住民税額×208/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 12,000 円 + 所得割（現年度住民税額× 26/100） 限度額 80,000 円</p> <p>保健事業 日帰り温泉施設利用補助金事業開始 東京ドーム天然温泉スパクーア割引入館券を、希望する国保被保険者に配布。</p>
10 月	<p>被保険者証更新（一般 濃クリーム色、退職者 空色）</p>
平成 18 年 4 月	<p>保険料改定 基礎分 均等割 33,000 円 + 所得割（現年度住民税額×182/100） 限度額 530,000 円 介護分 均等割 12,000 円 + 所得割（現年度住民税額× 29/100） 限度額 80,000 円</p> <p>精神医療給付金制度改正 対象者 非課税者から非課税世帯の者に改正 給付割合 5%⇒10%</p> <p>保健事業 訪問相談事業開始（平成 19 年度で終了） 国保被保険者のうち頻回・多受診の者に対し、保健師等による訪問指導を行い、健康・療養上の問題点を指導・助言。</p>
10 月	<p>医療制度改革による自己負担限度額改定 70 歳以上一定以上所得者の一部負担金改定 医療費の 2 割⇒3 割</p>

年 月	主 な 事 項
10月	高額療養費自己負担限度額変更（住民税非課税世帯を除く） 上位所得者 150,000円＋（医療費－500,000）×1% 上位所得者以外 80,100円＋（医療費－267,000）×1% 上位所得者判定基準改定 人工透析をする上位所得者については、自己負担限度額1万円⇒2万円 入院時生活療養費創設 特定療養費を廃止し、保険外併用療養費創設
平成19年 4月	保険料改定 基礎分 均等割 35,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×124/100） 限度額 530,000円 介護分 均等割 12,000円 ＋ 所得割（現年度住民税額×20/100） 限度額 90,000円 限度額適用認定証の交付 70歳未満被保険者の入院時における医療機関窓口での自己負担分 3割⇒自己負担限度額
10月	被保険者証更新（一般 サーモン色、退職者 若草色）
平成20年 4月	医療制度改革による後期高齢者医療制度の創設及び特定健康診査・特定保健指導事業の開始 国民健康保険の加入者はこれまでの基礎分及び介護分に加えて、後期高齢者医療支援金分（支援金分）を国民健康保険料として納入 基礎分 均等割 28,800円 ＋ 所得割（現年度住民税額×90/100） 限度額 470,000円 支援金分 均等割 8,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×27/100） 限度額 120,000円 介護分 均等割 11,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×12/100） 限度額 90,000円 保険料の納付回数 年12回⇒年9回 高額医療・高額介護合算療養費の創設 一部負担金改正 3歳以上義務教育就学前まで 3割⇒2割 70歳以上一定以上所得者 3割（改定なし） その他 1割⇒2割（国の措置により平成21年度までは1割に据え置き）
10月	年金からの保険料徴収（特別徴収）の開始
11月	コンビニ収納の開始
平成21年 1月	出産育児一時金支給額を380,000円に改定
4月	保険料改定 基礎分 均等割 27,600円 ＋ 所得割（現年度住民税額×68/100） 限度額 470,000円 支援金分 均等割 9,600円 ＋ 所得割（現年度住民税額×26/100） 限度額 120,000円 介護分 均等割 11,100円 ＋ 所得割（現年度住民税額×11/100） 限度額 100,000円
10月	出産育児一時金支給額を420,000円に改定 被保険者証更新（一般 うぐいす色、退職者 藤色）
平成22年 4月	保険料改定 基礎分 均等割 31,200円 ＋ 所得割（現年度住民税額×80/100） 限度額 500,000円 支援金分 均等割 8,700円 ＋ 所得割（現年度住民税額×23/100） 限度額 130,000円 介護分 均等割 12,000円 ＋ 所得割（現年度住民税額×12/100） 限度額 100,000円 一部負担金 70歳以上一定以上所得者以外 2割 （国の措置により平成22年度までは1割に据え置き）

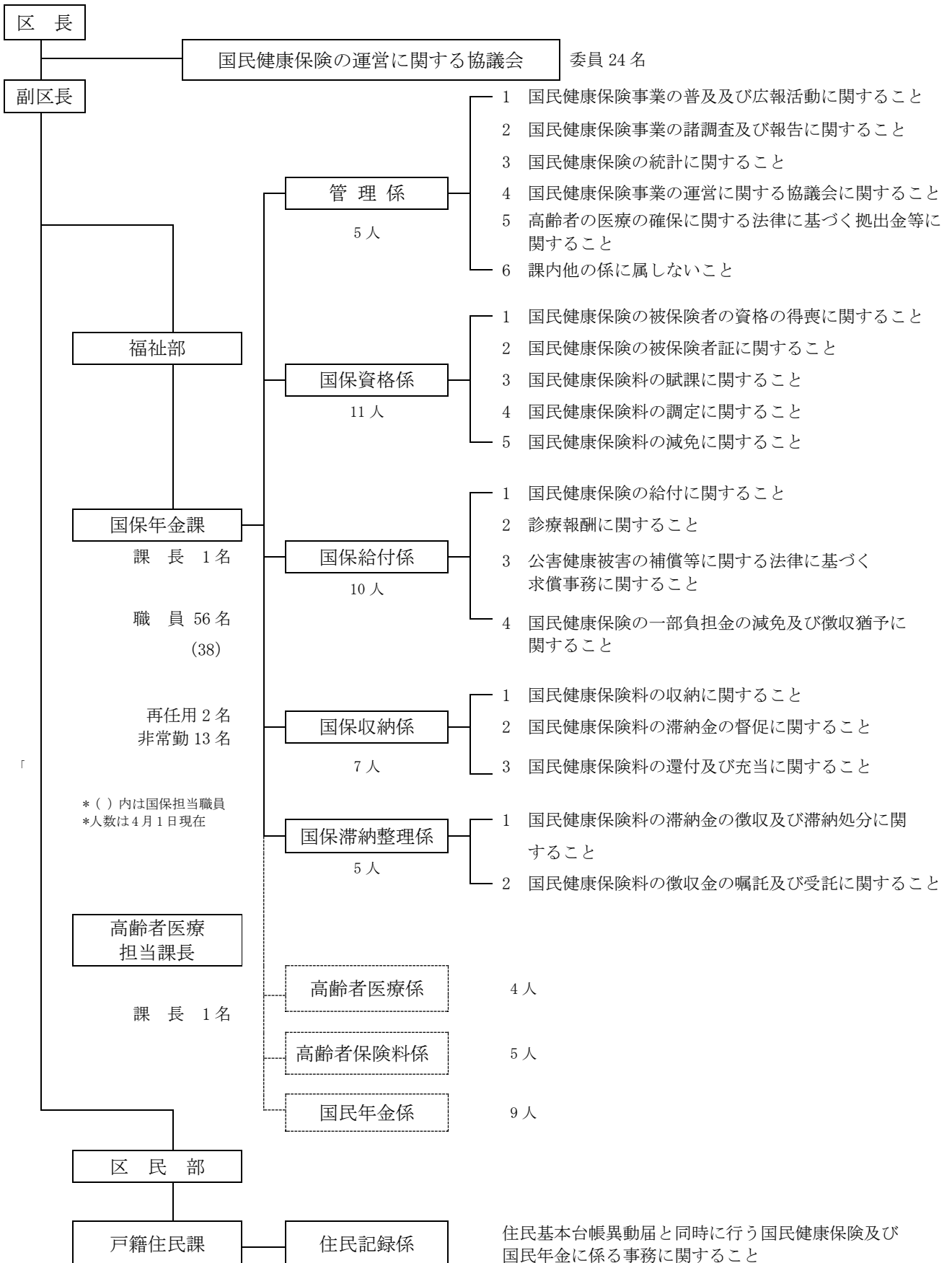
年 月		主 な 事 項			
平成 23 年	4 月	保険料改定 ※所得割額が住民税方式から旧ただし書き方式に変更 (現年度算定基礎額=旧ただし書き所得-33万円) 平成 23 年度保険料より適用 基礎分 均等割 31,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.13%) 限度額 510,000 円 支援金分 均等割 8,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.96%) 限度額 140,000 円 介護分 均等割 13,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.00%) 限度額 120,000 円 保健事業 日帰り温浴施設事業開始 既契約施設 1 施設と新規に 2 施設と契約し、被保険者の割引利用を開始 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 23 年度までは 1 割に据え置き)			
	10 月	被保険者証更新 (一般 濃クリーム色、退職者 空色)			
平成 24 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 30,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.28%) 限度額 510,000 円 支援金分 均等割 10,200 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.23%) 限度額 140,000 円 介護分 均等割 14,100 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.17%) 限度額 120,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 24 年度までは 1 割に据え置き)			
	7 月	住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の国民健康保険への加入要件が変更			
平成 25 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 30,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.02%) 限度額 510,000 円 支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.34%) 限度額 140,000 円 介護分 均等割 15,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.48%) 限度額 120,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の措置により平成 25 年度までは 1 割に据え置き)			
	10 月	被保険者証更新 (一般 サーモン、退職者 若草色)			
平成 26 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 32,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.30%) 限度額 510,000 円 支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.17%) 限度額 160,000 円 介護分 均等割 15,300 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.37%) 限度額 140,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 14 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			

年 月		主 な 事 項			
平成 27 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 33,900 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.45%) 限度額 520,000 円 支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.98%) 限度額 170,000 円 介護分 均等割 14,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.21%) 限度額 160,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			
	10 月	被保険者証更新 (一般 うぐいす色、退職者 藤色)			
平成 28 年	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 35,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×6.86%) 限度額 540,000 円 支援金分 均等割 10,800 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.02%) 限度額 190,000 円 介護分 均等割 14,700 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.27%) 限度額 160,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			
	4 月	保険料改定 基礎分 均等割 38,400 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×7.47%) 限度額 540,000 円 支援金分 均等割 11,100 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.96%) 限度額 190,000 円 介護分 均等割 15,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.35%) 限度額 160,000 円 一部負担金 70 歳以上一定以上所得者以外 2 割 (国の軽減特例措置により、昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 19 年 4 月 1 日生まれの方の自己負担は 1 割に据え置き)			
	8 月	70 歳以上の一般世帯 (住民税課税) の外来自己負担限度額に年間限度額 144,000 円を新設。			
	10 月	被保険者証更新 (一般 濃クリーム色、退職者 空色)			
	3 月	第 1 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の策定 (平成 30 年度～35 年度)			
平成 30 年	4 月	国保制度の広域化 (都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに国保事業を運営する) 保険料改定 基礎分 均等割 39,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×7.32%) 限度額 580,000 円 支援金分 均等割 12,000 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×2.22%) 限度額 190,000 円 介護分 均等割 15,600 円 + 所得割 (現年度算定基礎額×1.33%) 限度額 160,000 円 国保制度の広域化 第 1 期データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の策定 (平成 30 年度～35 年度) 収納金の延滞金徴収開始 高齢受給者証がはがきサイズからカードサイズへ変更 (随時更新)			
	8 月	高齢受給者証がはがきサイズからカードサイズへ変更 (一斉更新) 高額療養費自己負担限度額変更			

年 月		主 な 事 項			
平成 31 年	4 月	保険料改定			
		基礎分	均等割	39,900 円 +	所得割 (現年度算定基礎額×7.25%)
				限度額	610,000 円
		支援金分	均等割	12,300 円 +	所得割 (現年度算定基礎額×2.24%)
			限度額	190,000 円	
		介護分	均等割	15,600 円 +	所得割 (現年度算定基礎額×1.41%)
				限度額	160,000 円
令和元年	8 月	糖尿病性腎症重症化予防事業の開始			
	10 月	被保険者証更新 (一般 サーモン色、退職者 若草色)			

## 2 国民健康保険事務機構

### 2.1 事務分掌



## 2.2 係別職員数の推移

年月日	係	庶務係	給資付係格	賦課係	徴収係	計	備考	
昭和34年4月1日		6	12	8	23	49		
昭和36年4月1日		4	13	11	23	51		
昭和37年4月1日		6	13	11	23	53		
年月日	係	管理係	給資付係格	賦課係	徴収係	計	備考	
昭和40年4月1日		5	13	12	24	54		
昭和41年4月1日		5	13	11	24	53		
昭和43年4月1日		5	13	10	24	52		
昭和44年4月1日		5	13	10	25	53		
昭和47年4月1日		5	13	10	23	51	児童 △2	
昭和48年4月1日		5	14	11	20	50	外人+1、情報△1、学校△1	
昭和49年4月1日		5	16	12	17	50		
昭和50年4月1日		5	16	11	17	49	電算 △1	
昭和51年4月1日		5	16	10	17	48	電算 △1	
年月日	係	管理係	賦資課係格	給付係	徴収係	計	備考	
昭和52年4月1日		5	17	10	17	49	公害補償 +1	
昭和53年4月1日		5	17	10	17	49		
昭和54年4月1日		5	17	10	16	48		
昭和55年4月1日		5	15	10	16	46	システム電算化 △3	
昭和56年4月1日		5	15	10	14	44	消込電算化 △2	
昭和58年4月1日		5	15	9	14	43	老人保健法 △1	
昭和60年4月1日		5	16	10	14	45	退職者医療制度 +2	
年月日	係	管理係	賦資課係格	給付係	徴収係	主査	計	備考
昭和61年4月1日		5	12	10	17	1	45	
昭和62年4月1日		5	12	10	16	1	44	行革 △1
昭和63年4月1日		5	12	10	15	1	43	行革 △1
平成元年4月1日		5	12	9	13	2	41	行革 △2
年月日	係	管理係	賦資課係格	給付係	収納係	主査	計	備考
平成2年4月1日		5	14	9	8	4	40	組織改正 △1
平成3年4月1日		5	14	9	7	4(6)	41	
平成4年4月1日		5	12	9	7	4(5)	38	行革 △3
平成6年4月1日		5	11	9	7	4(5)	37	行革 △1
平成8年4月1日		5	10	9	7	4	35	行革 △2
平成11年4月1日		5	11	9	7	4	36	介護準備(過員) +1
平成13年4月1日		5	9	9	7	4	34	欠員(1) △2
年月日	係	管理係	資国格係保	給国付係保	収国納係保	主査	計	備考
平成14年4月1日		5	9	9	8	4	35	
平成15年4月1日		7	9	9	7	3(1)	36	
平成16年4月1日		6	10	9	7	3(1)	36	
平成17年4月1日		7	11	9	7	3(2)	39	
平成18年4月1日		9	10	9	7	3(2)	40	外に後期高齢者医療部門・年金部門あり
平成19年4月1日		9	10	9	7	3(1)	39	
平成20年4月1日		8	11	10	7	3(1)	40	
平成21年4月1日		6	11	10	7	3(1)	38	
年月日	係	管理係	資国格係保	給国付係保	収国納係保	滞納整理係	計	備考
平成25年4月1日		7	10	10	7	4	38	
平成26年4月1日		6	11	11	7	4	39	
平成27年4月1日		6	11	10	7	4	38	
平成28年4月1日		7	11	10	7	4	39	
平成29年4月1日		7	11	9	7	4	38	
平成30年4月1日		6	11	10	7	5	39	国保滞納整理係 +1
平成31年4月1日		6	11	10	7	5	39	

※課長は管理係に含む。 ※( )内は一般職員数。 ※徴収嘱託員8名 (H2. 4. 1~H30. 3. 31)



### 3 国民健康保険事業の運営に関する協議会

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議するために設置された区長の諮問機関であり、平成 30 年 4 月から国民健康保険法の一部改正に伴い、名称変更した。

協議会は、被保険者代表委員 7 名、保険医又は保険薬剤師代表委員 7 名、公益代表委員 7 名及び被用者保険等保険者代表委員 3 名、計 24 名で構成されている。委員の任期は 3 年で、補充委員の任期は前任者の残任期間である。協議会は、区長の諮問に応じて次の事項を審議する。

- ア 療養の給付の充実及び改善に関すること
- イ 保険料の徴収方法に関すること
- ウ 前二号のほか、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

#### 文京区国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿

令和元年 9 月現在（定数 24 名 五十音順）

区 分	氏 名	選 出 母 体
被 保 険 者 代 表	浅 沼 洋 子	大塚地区町会連合会
	飯 田 真 澄	駒込地区町会連合会
	太 田 明 美	湯島・本郷地区町会連合会
	熊 澤 洋 子	汐見地区町会連合会
	高 野 ひろ子	大原地区町会連合会
	豊 島 弘 江	礪川地区町会連合会
	藤 野 美 子	根津地区町会連合会
保 険 医 ・ 保 険 薬 剤 師 代 表	内 海 裕 美	小石川医師会
	川 又 靖 則	文京区薬剤師会
	近 藤 秀 弥	文京区医師会
	佐 藤 文 彦	小石川歯科医師会
	中 村 宏	小石川医師会
	三 羽 敏 夫	文京区歯科医師会
	山 道 博	文京区医師会
公 益 代 表	沢 田 けいじ	区 議 会
	白 石 英 行	区 議 会
	関 川 けさ子	区 議 会
	田 中 和 子	区 議 会
	松 平 雄一郎	区 議 会
	松 丸 昌 史	区 議 会
	宮 崎 こうき	区 議 会
被 用 者 保 険 等 保 険 者 代 表	曾 我 雄 一	共済組合健康保険
	佐 藤 章	組合管掌健康保険
	森 田 章	組合管掌健康保険

## 4 被保険者

### ① 国民健康保険の被保険者について

東京都に住所を有する者は、国民健康保険法第5条の規定により、本人の意思にかかわらず都が文京区とともに行う国民健康保険の被保険者となる。ただし、次のいずれかに該当する者は国民健康保険の被保険者としない。

- ア 健康保険組合など、被用者保険に加入している者及びその被扶養者
- イ 後期高齢者医療制度の被保険者
- ウ 国民健康保険組合に加入している者
- エ 生活保護受給者
- オ その他特別の理由がある者で厚生労働省で定めるもの

### ② 外国人の国民健康保険の適用について

住民登録を行っており、3か月超の在留期間がある者で他の健康保険に加入していない者は、原則国民健康保険に加入しなければならない。

### ③ 一般被保険者・退職被保険者等について

被保険者は、一般被保険者と退職被保険者等に分かれる。退職被保険者等とは、退職者医療制度の対象者である厚生年金・共済年金の老齢年金受給権者等とその被扶養者である。

### ④ 前期高齢者について

70歳以上の被保険者には前期高齢者として、被保険者証とは別に自己負担割合を明示した高齢受給者証が交付される。自己負担割合は、一定以上の所得のある方は3割負担、それ以外の方は2割負担で、病院・診療所等の窓口で被保険者証と高齢受給者証を提示し、診療を受ける。

### ⑤ 介護保険被保険者について

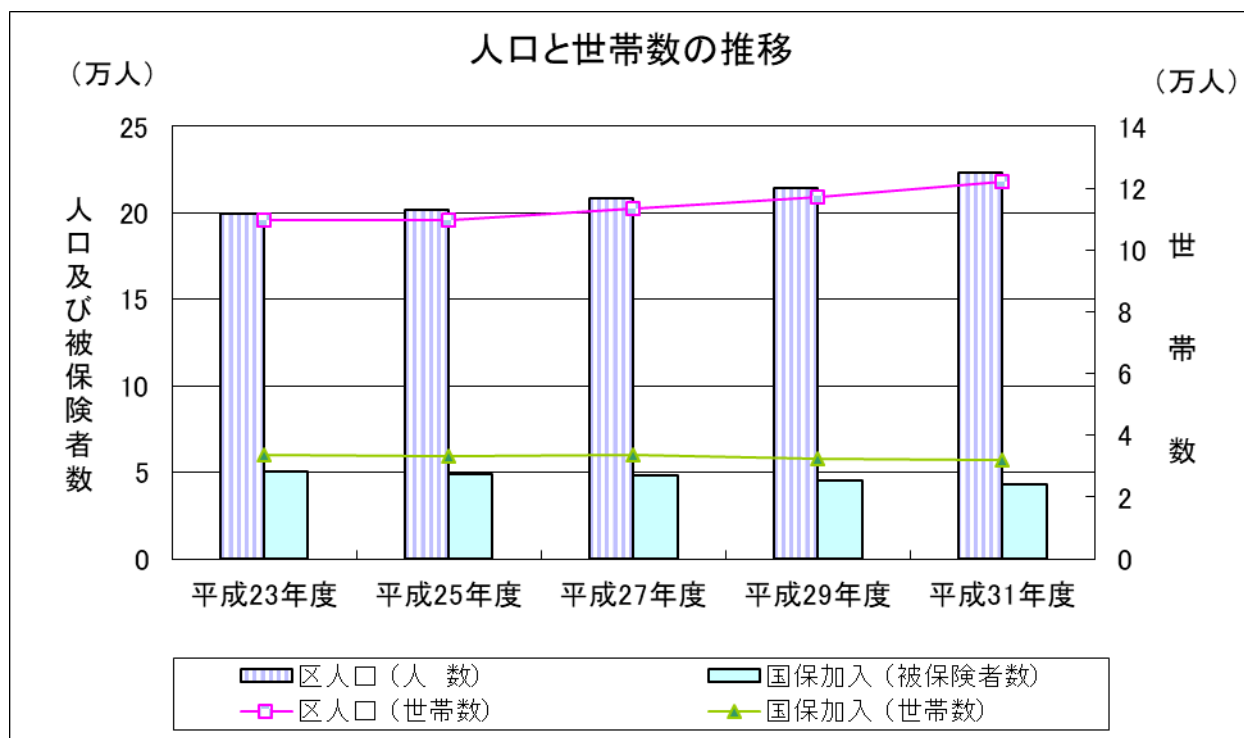
40歳以上の者は全て被保険者となり、被保険者は第1号被保険者（65歳以上の者）と第2号被保険者（40歳以上64歳までの者）とに分かれる。第2号被保険者の介護保険料は、健康保険の保険者が保険料に上乗せして賦課徴収する。

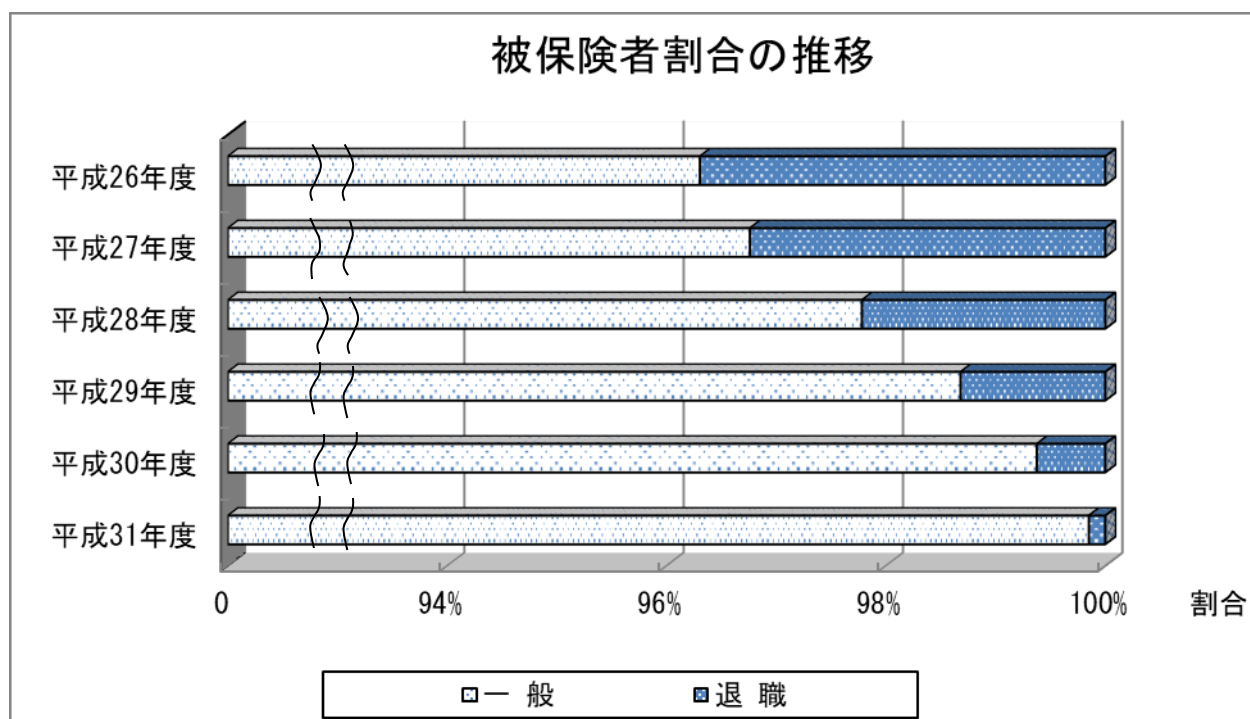
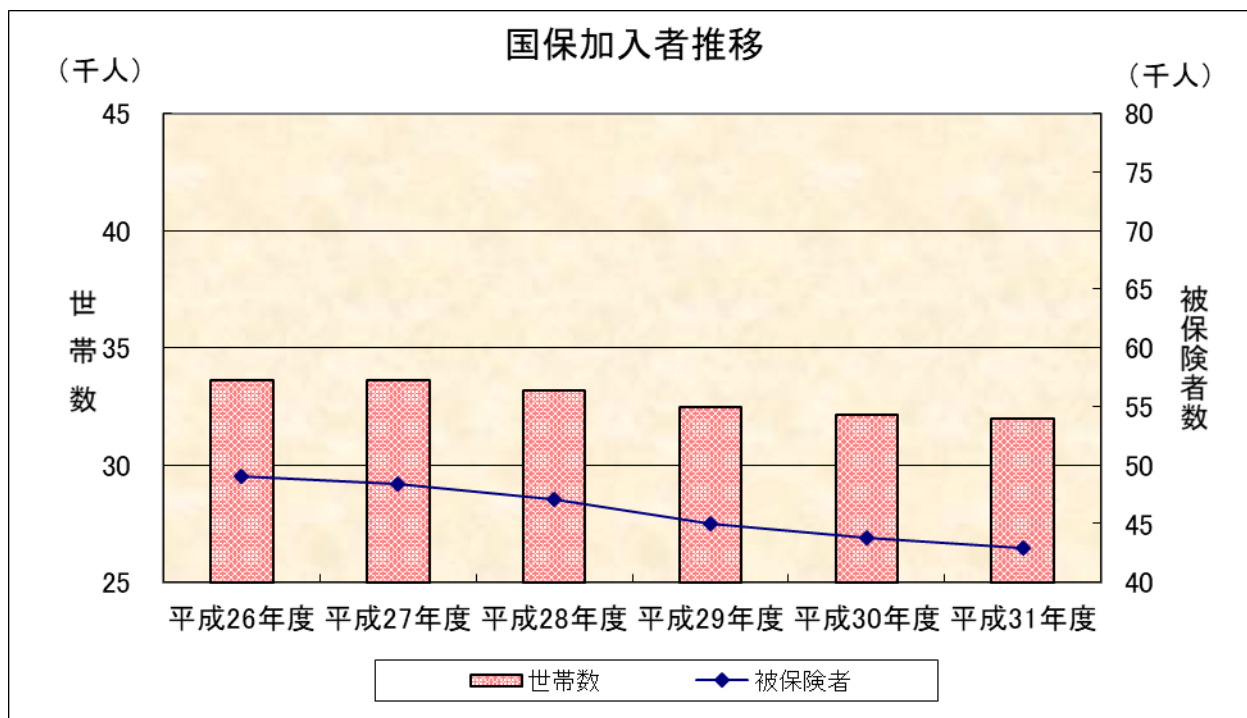
#### 4.1 年度別被保険者加入状況

基準日：4月1日

区 分 年 度	区 人 口		国 保 加 入 者 数				加入割合 (%)	
	世帯数	人 数	世帯数	被保険者	被保険者内訳		世 帯	被保険者
					一 般	退 職		
平成22年度	107,933	197,193	33,579	50,685	48,668	2,017	31.11	25.70
平成23年度	109,607	199,548	33,751	50,588	48,365	2,223	30.79	25.35
平成24年度	110,364	200,791	33,665	50,162	47,861	2,301	30.50	24.98
平成25年度	109,878	202,123	33,376	49,387	47,311	2,076	30.38	24.43
平成26年度	111,633	205,061	33,609	49,086	47,272	1,814	30.11	23.94
平成27年度	113,518	208,542	33,596	48,400	46,832	1,568	29.60	23.21
平成28年度	115,197	211,451	33,176	47,022	45,979	1,043	28.80	22.24
平成29年度	117,107	214,683	32,453	45,022	44,428	594	27.71	20.97
平成30年度	119,087	218,180	32,166	43,809	43,536	273	27.01	20.08
平成31年度	122,189	223,079	31,998	42,951	42,887	64	26.19	19.25

※区人口には、昭和62年度から外国人登録人口を、平成8年度から外国人世帯を含む。

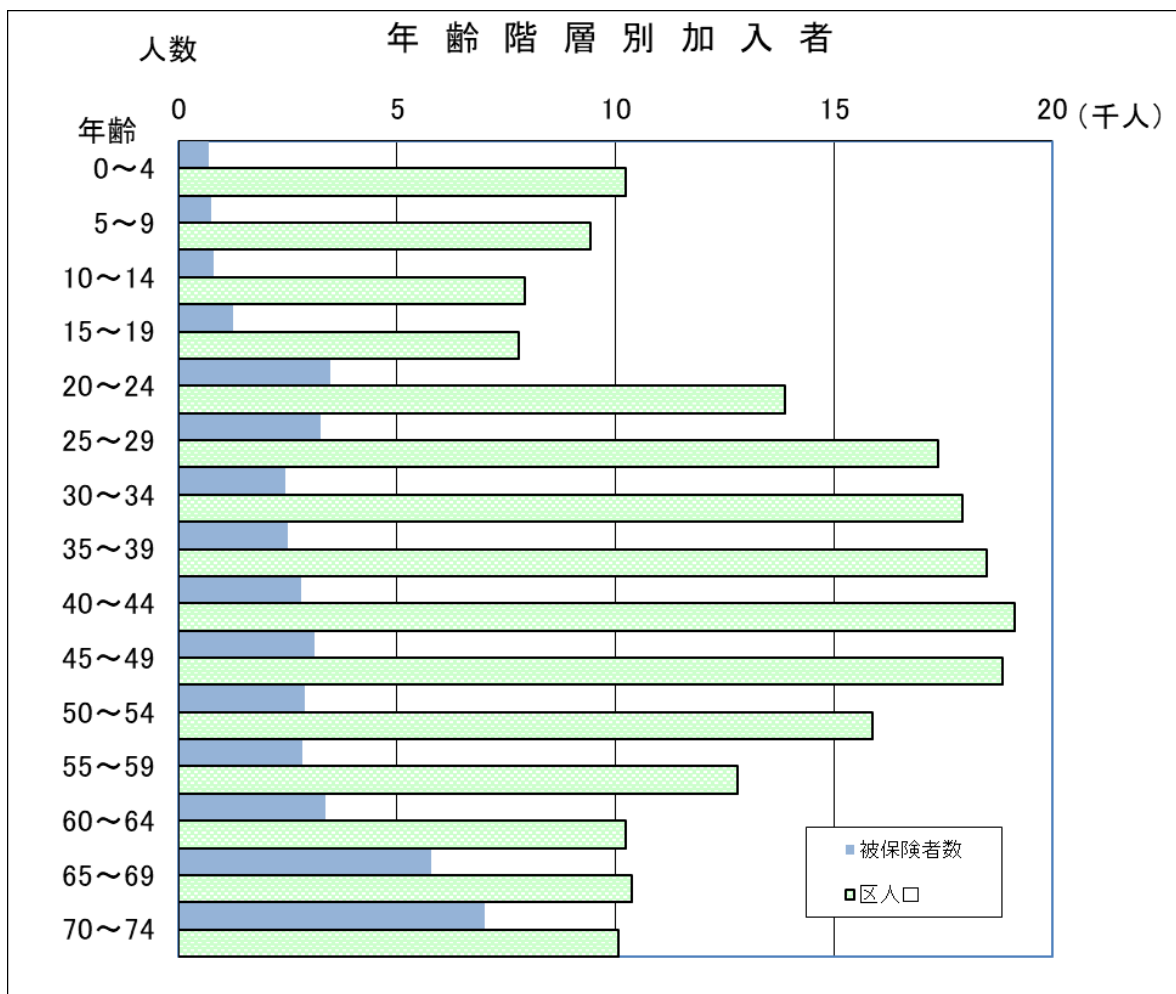




## 4.2 年齢別被保険者数

平成31年4月1日現在

年 齢	区人口	被保険者数	区人口における被保険者の割合 (%)	構成比 (%)
0～4 歳	10,226	680	6.65	1.58
5～9 歳	9,428	738	7.83	1.72
10～14 歳	7,932	804	10.14	1.87
15～19 歳	7,780	1,256	16.14	2.92
20～24 歳	13,895	3,473	24.99	8.09
25～29 歳	17,399	3,259	18.73	7.59
30～34 歳	17,954	2,445	13.62	5.69
35～39 歳	18,516	2,499	13.50	5.82
40～44 歳	19,140	2,796	14.61	6.51
45～49 歳	18,863	3,104	16.46	7.23
50～54 歳	15,877	2,901	18.27	6.75
55～59 歳	12,811	2,839	22.16	6.61
60～64 歳	10,250	3,371	32.89	7.85
65～69 歳	10,364	5,773	55.70	13.44
70～74 歳	10,064	7,013	69.68	16.33
合 計	200,499	42,951	21.42	100.00



### 4.3 外国人加入状況

#### ① 国別外国人国保加入状況

平成31年4月現在

区 分 国 籍 名	外国人の住民登録者数 (人)	国 保 加 入		加 入 割 合 (%)
		世 帯 数	被 保 険 者	
中 国	5,161	2,866	3,139	60.82
韓 国 ・ 朝 鮮	1,751	590	685	39.12
米 国	388	189	191	49.23
フ ラ ン ス	275	60	62	22.55
フ ィ リ ピ ン	222	104	112	50.45
タ イ	184	119	121	65.76
イ ン ド	99	46	50	50.51
ネ パ ー ル	347	167	262	75.50
ミ ャ ン マ ー	319	200	217	68.03
ベ ト ナ ム	922	805	822	89.15
英 国	117	36	37	31.62
マ レ ー シ ア	88	59	63	71.59
オ ー ス ト ラ リ ア	53	20	22	41.51
カ ナ ダ	79	35	36	45.57
イ ン ド ネ シ ア	72	52	54	75.00
ド イ ツ	68	29	33	48.53
ブ ラ ジ ル	25	14	15	60.00
ロ シ ア	38	14	15	39.47
イ ラ ン	24	8	12	50.00
イ タ リ ア	41	21	22	53.66
バ ン グ ラ デ シ ュ	26	17	23	88.46
ス リ ラ ン カ	44	30	38	86.36
モ ン ゴ ル	50	35	37	74.00
シ ン ガ ポ ー ル	38	17	17	44.74
ル ー マ ニ ア	6	3	3	50.00
ト ル コ	14	9	10	71.43
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	19	2	2	10.53
ス ペ イ ン	33	11	11	33.33
ス ウ ェ ー デ ン	13	7	7	53.85
パ キ ス タ ン	7	5	5	71.43
無 国 籍	12	1	1	8.33
そ の 他	305	161	170	55.74
合 計	10,840	5,732	6,294	58.06

② 年度別登録者数

基準日：4月1日

区分 年度	外国人の住民登録者数 (人)	国 保 加 入		加 入 割 合 (%)
		世 帯 数	被 保 険 者	
平成22年度	7,234	2,833	3,410	47.14
平成23年度	7,410	2,979	3,604	48.64
平成24年度	7,416	3,288	3,884	52.37
平成25年度	6,809	3,245	3,856	56.63
平成26年度	7,111	3,521	4,133	58.12
平成27年度	7,786	3,974	4,612	59.23
平成28年度	8,378	4,369	4,981	59.45
平成29年度	9,043	4,778	5,352	59.18
平成30年度	9,879	5,257	5,792	58.63
平成31年度	10,840	5,732	6,294	58.06

③ 在留資格別状況

平成31年4月1日現在

区 分		国保加入者	区 分		国保加入者		
1	永住者・特別永住者	世帯数	665	6	日本人の配偶者等	世帯数	142
		人数	856			人数	142
2	留学	世帯数	3,814	7	定住者	世帯数	74
		人数	3,832			人数	103
3	研修	世帯数	0	8	特定活動	世帯数	140
		人数	0			人数	151
4	就労者	世帯数	841	9	永住者の配偶者等	世帯数	6
		人数	861			人数	33
5	家族滞在	世帯数	58	10	その他	世帯数	0
		人数	316			人数	0
合 計						世帯数	5,740
						人数	6,294

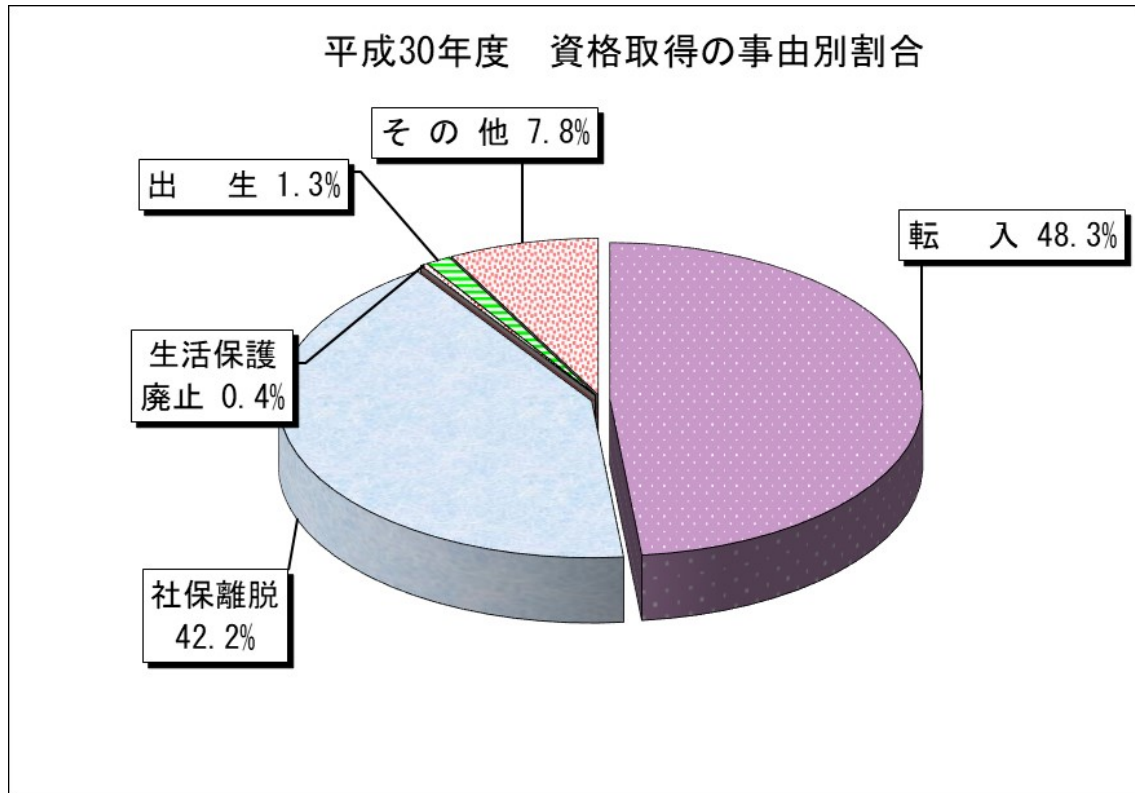
※同一世帯に複数の在留資格を有する世帯は、在留資格区分ごとにカウントしているため、世帯合計数が国別・年度別と合致しない。

#### 4.4 事由別資格異動状況（取得、喪失）

##### ① 資格取得（増加）

単位：人

区分 年度	総 計		転 入	社保離脱	生活保護 廃止	出 生	そ の 他
	世帯数	被保険者数					
平成21年度	8,265	10,739	3,935	5,345	49	192	1,218
平成22年度	8,478	10,965	3,947	5,458	38	189	1,333
平成23年度	8,417	10,990	3,954	5,395	72	213	1,356
平成24年度	8,243	10,711	3,862	5,374	70	198	1,207
平成25年度	8,990	11,303	4,290	5,403	69	178	1,363
平成26年度	9,153	11,486	4,361	5,244	77	196	1,608
平成27年度	9,625	11,720	4,295	5,448	102	174	1,701
平成28年度	9,686	11,699	4,300	5,227	82	158	1,932
平成29年度	10,143	12,125	4,490	5,318	75	149	2,093
平成30年度	10,845	12,927	6,253	5,456	47	166	1,005



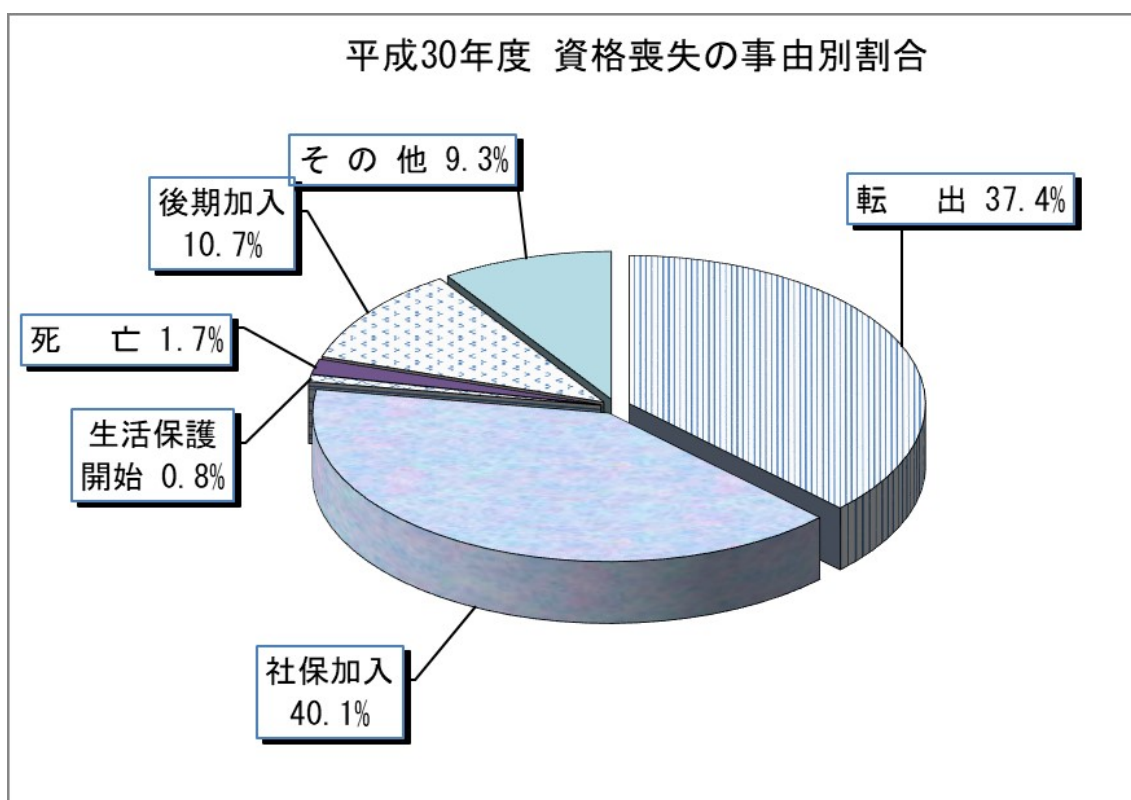


② 資格喪失（減少）

単位：人

区分 年度	総 計		転 出	転保加入	生活保護 開始	死 亡	後期加入 ※	そ の 他
	世帯数	被保険者数						
平成21年度	8,094	11,011	3,995	4,101	292	261	1,307	1,055
平成22年度	8,306	11,062	3,875	4,180	256	262	1,429	1,060
平成23年度	8,503	11,416	4,148	4,195	249	256	1,342	1,226
平成24年度	8,532	11,486	3,986	4,435	249	225	1,365	1,226
平成25年度	8,757	11,604	3,907	4,854	190	219	1,148	1,286
平成26年度	9,166	12,172	3,964	5,252	184	235	1,187	1,350
平成27年度	10,045	13,098	4,175	5,670	175	224	1,310	1,544
平成28年度	10,409	13,720	4,052	6,229	143	220	1,458	1,618
平成29年度	10,430	13,338	4,067	5,870	123	184	1,369	1,725
平成30年度	11,013	13,785	5,157	5,533	104	229	1,476	1,286

※平成20年4月に開始した、後期高齢者医療制度への加入により資格を喪失した人数。



## 5 保険給付

### 5.1 療養給付の種類

保険者は、被保険者に対し保険給付として、次の給付を行う。

#### ① 療養の給付

##### ア 範囲

被保険者の疾病・負傷に関し、①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置・手術その他の治療、④居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護について行う

##### イ 給付期間

転帰（治癒、中止、死亡）まで

##### ウ 被保険者一部負担金

負担割合

(平成 20 年 4 月診療分より改正)

	外 来	入 院
義務教育就学前まで ※1	2 割	2 割
義務教育就学～70 歳未満	3 割	3 割
70 歳以上 75 歳未満 (一定以上所得世帯)	2 割 (3 割)	2 割 (3 割)

※1「義務教育就学前まで」とは、6 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までをいう（4 月 1 日生まれは前日の 3 月 31 日までとなる）。

#### ② 入院時食事療養費

入院中に食事を受けた場合の費用について、被保険者が支払う標準負担額を除いた額を給付する。住民税非課税世帯等の方には、申請により入院時の医療費負担額及び食事標準負担額を減額する「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付する。

所得等の区分		1 食あたりの食事代
住民税課税世帯		460 円
住 民 税 非課税世帯	過去 1 年の入院日数が 91 日未満	210 円
	過去 1 年の入院日数が 91 日以上（長期入院）	160 円
	70 歳以上で世帯全員が住民税非課税であり、かつ、世帯全員の各所得が 0 円の方（年金収入は 80 万円以下）	100 円

### ③ 入院時生活療養費

療養病床に入院する 65 歳以上の方の生活療養（食事療養並びに温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養）に要した費用について、被保険者が支払う自己負担額を除き、保険給付する。

### ④ 保険外併用療養費

特定療養費は廃止され、平成 18 年 10 月 1 日から保険外併用療養費が支給されるようになった。保険外併用療養費は、被保険者が評価療養（厚生労働大臣が定める高度医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とするべきものか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの）又は選定療養（被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養）を受けたときに給付する。

### ⑤ 訪問看護療養費

被保険者が、指定訪問看護事業者による訪問看護を受けたときは、その要した費用について、訪問看護療養費を給付する。

### ⑥ 療養費

やむをえない理由で療養の現物給付を受けることができず、自費で費用を支払った次のような場合に、保険者から現金給付を受けることができる。

- ア 保険医療機関がない地域で病気になった場合等、やむをえない理由で保険診療を受けられなかった場合
- イ 海外で治療を受けた場合（治療目的の渡航、日本国内で保険適用されていない医療行為を除く）
- ウ コルセット等の治療用装具を装着した場合（医師が治療上必要と認めた場合）
- エ 骨折等で、接骨院で治療を受けた場合
- オ 医師が治療上、はり、きゅうやマッサージを必要と認めた場合
- カ 生血を輸血した場合（親族間は除く）

### ⑦ 移送費

被保険者が療養の給付を受けるために、保険医療機関に移送された場合、次の条件をすべて満たしたとき、移送の費用を支給する。

- ア 患者が病気やけがにより移動が著しく困難であること
- イ 移送の目的である療養が保険診療として適切であること
- ウ 緊急その他やむをえない事情があること

### ⑧ 特別療養費

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において診療等を受けたときは、その療養に要した費用について特別療養費を支給する。

## ⑨ 高額療養費

被保険者が、同一月内に同一の医療機関等（入院・外来別）に支払った一部負担金が、次表の自己負担限度額を超えた場合は、その超えた額を支給する。70歳未満の方と70歳以上の方では、自己負担限度額が異なる。

### ア 70歳未満の方

同じ月に医療機関ごと、入院外来は別々に計算をし、21,000円以上の一部負担金があるとき、それらの額を合算して自己負担限度額を超えた分を支給する。

#### 自己負担限度額

住民税課税世帯	901万円超	252,600円 + [総医療費(10割) - 842,000円] × 1% (140,100円)
	600万円超 ～901万円	167,400円 + [総医療費(10割) - 558,000円] × 1% (93,000円)
	210万円超 ～600万円	80,100円 + [総医療費(10割) - 267,000円] × 1% (44,400円)
	210万円以下	57,600円 (44,400円)
住民税非課税世帯		35,400円 (24,600円)

※住民税課税世帯は住民税基礎控除後の総所得金額等で所得区分を判定する。ただし、所得の申告がない場合は、901万円超の世帯とみなされる。

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額。

※申請により、住民税課税世帯の方には、医療費負担額が減額される「限度額適用認定証」を、住民税非課税世帯の方には医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付する。

### イ 70歳以上75歳未満の方

外来のみの場合は、1か月の一部負担金を個人ごとに合算し、自己負担限度額【外来（個人ごと）】の限度額を超えた分を支給する。

また、外来と入院が同じ月にある場合は、まず、外来の一部負担金を計算。これに世帯の入院の一部負担金を合算し、自己負担限度額【外来＋入院（世帯合算）】を超えた分を支給する。

#### 自己負担限度額

		外来【個人単位】	外来＋入院【世帯単位】
現役並みⅢ	住民税課税所得690万円以上	252,600円 + [総医療費(10割) - 842,000円] × 1% (140,100円)	
現役並みⅡ	住民税課税所得380万円以上	167,400円 + [総医療費(10割) - 558,000円] × 1% (93,000円)	
現役並みⅠ	住民税課税所得145万円以上	80,100円 + [総医療費(10割) - 267,000円] × 1% (44,400円)	
一般世帯 (住民税課税)	住民税課税所得145万円未満	18,000円 144,000円/年	57,600円 (44,400円)
住民税 非課税世帯	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ		15,000円

※住民税非課税世帯Ⅱとは、世帯全員が住民税非課税の方。

※住民税非課税世帯Ⅰとは、世帯全員が住民税非課税でかつ世帯全員の各所得が0円の方（年金収入は80万円以下）。

※（ ）内は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の該当がある場合の4回目以降の限度額。

※一般世帯については1年間の自己負担額にも上限（144,000円/年）を設定する。

※住民税非課税世帯の方と現役並み（Ⅰ、Ⅱ）の方には、申請により医療費負担額及び食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用認定証」を交付する。

ウ 特定疾病療養受療証

療養に要する期間が著しく長く、かつ一定の高額な治療を継続して行う必要のある特定の疾病 [人工透析治療を行う必要のある慢性腎不全や、血友病、後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣が定めるものに限る）] の方には、申請により一部負担金の月額上限が 10,000 円（人工透析治療で所得 600 万円超もしくは未申告の世帯の場合 20,000 円）となる「特定疾病療養受療証」を交付する。

⑩ 高額介護合算療養費

医療費・介護費の 1 年間(毎年 8 月～翌年 7 月)の自己負担額を合算して算定基準額を超えた場合、支給額をあん分して高額介護合算療養費として支給する。

算定基準額（自己負担限度額）

国民健康保険+介護保険【70歳未満の方の世帯】	
所得区分	毎年8月～翌年7月
901万円超	212万円
600万円超～901万円	141万円
210万円超～600万円	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

国民健康保険+介護保険【70～74歳の方がいる世帯】		
所得区分		毎年8月～翌年7月
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	212万円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	141万円
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	67万円
一般世帯	課税所得145万円未満	56万円
住民税	Ⅱ	31万円
非課税世帯	Ⅰ	19万円

⑪ その他給付

ア 出産育児一時金

420,000 円

イ 葬祭費

70,000 円

ウ 結核医療給付金

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の規定による医療の給付を受ける場合であって、被保険者（20歳未満のときは、その世帯主）が住民税非課税の場合、結核医療給付金受給者証の交付を受けることにより、自己負担分を給付する。

エ 精神医療給付金

障害者総合支援法施行令第1条の2第3号の規定による医療の給付を受ける場合であって、世帯の国保被保険者全員が住民税非課税の場合、国保受給者証（精神通院）の交付を受けることにより、自己負担分を給付する。

《参考資料》

東京都及び文京区の医療費助成制度

① ひとり親家庭等医療費助成制度 (親)

ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成する制度（所得制限あり）

② 心身障害者（児）医療費助成制度 (障)

身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度の被交付者に医療費の自己負担分を助成する東京都の制度（所得制限あり）

③ 乳幼児医療費助成制度 (乳)

満 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの乳幼児に、医療費の自己負担分を助成する制度

④ 義務教育就学児医療費助成制度 (子)

満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで (乳を除く) の義務教育就学児に、医療費の自己負担分を助成する制度

## 5.2 保険給付内容の推移一覧

区分 年月日	給付割合	高額療養費 自己負担 限度額	出産育児一 時金	助産費	育 手 当 金	葬 祭 費	入 院 時 食事療養費 標準負担額	訪 問 看 護 費 療 養 費	移 送 費						
昭和 34 年 12 月 1 日	世帯主 7割 家 族 5割	30,000 円創設		1,500 円	2,000 円 創設	2,500 円									
昭和 37 年 12 月 1 日				2,000 円											
昭和 39 年 4 月 1 日				3,000 円											
昭和 40 年 4 月 1 日	世帯主 7割 家 族 7割			30,000 円創設						10,000 円	2,000 円 創設	3,000 円			
昭和 43 年 4 月 1 日										5,000 円					
昭和 44 年 9 月 1 日										10,000 円					
昭和 45 年 4 月 1 日										20,000 円					
昭和 48 年 12 月 1 日										40,000 円					
昭和 49 年 4 月 1 日										39,000 円					
昭和 51 年 4 月 1 日										60,000 円					
昭和 51 年 8 月 1 日										20,000 円					
昭和 53 年 4 月 1 日										30,000 円					
昭和 55 年 4 月 1 日										80,000 円					
昭和 57 年 4 月 1 日	100,000 円														
昭和 57 年 9 月 1 日	45,000 円 (39,000 円)														
昭和 58 年 1 月 1 日	51,000 円 (39,000 円)														
昭和 59 年 10 月 1 日	退職者医療制 度実施  退職被保険者 8割	51,000 円 (30,000 円) 世帯合算等制 度創設		130,000 円		50,000 円									
昭和 61 年 4 月 1 日	扶養家族 入院 8割 外来 7割	54,000 円 (30,000 円)													
昭和 61 年 5 月 1 日		57,000 円 (39,000 円)													
平成 元 年 6 月 1 日		60,000 円 (33,600 円)													
平成 3 年 5 月 1 日		63,000 円 (35,400 円)													
平成 4 年 4 月 1 日		240,000 円													
平成 5 年 6 月 1 日		300,000 円 創設													
平成 6 年 10 月 1 日		出産育児一時金創設 のため廃止													
平成 8 年 6 月 1 日		63,600 円 (35,400 円)													
平成 8 年 10 月 1 日	60,000 円														
平成 9 年 4 月 1 日															

区分 年月日	給付割合	高額療養費 自己負担 限度額	出産育児 一時金	助産費	育児 手当金	葬祭費	入院時 食事療養費 標準負担額	訪問看護 費	移送費
平成 10 年 4 月 1 日			350,000 円			70,000 円			
平成 13 年 1 月 1 日		上位所得者等制 度創設					一日 780 円 (一日 650 円)		
平成 14 年 10 月 1 日	3 歳未満 8 割  70 歳以上 75 歳未満 9 割 (一定以上所得 者 8 割)							3 歳未満 8 割 70 歳以上 75 歳 未満 9 割 (一定 以上所得者 8 割)	
平成 15 年 4 月 1 日	一般・退職 7 割							一般・退職 7 割	
平成 18 年 4 月 1 日							一食 260 円 (一食 210 円)		
平成 18 年 10 月 1 日	70 歳以上 75 歳未満 9 割 (一定以上所得 者 7 割)	自己負担限度額 変更						70 歳以上 75 歳 未満 9 割 (一定以上所 得者 7 割)	
平成 20 年 4 月 1 日	義務教育就学前 まで 8 割 70 歳以上 75 歳未満 8 割 (一定以上所得 者 7 割)							義務教育就学 前まで 8 割 70 歳以上 75 歳 未満 8 割 (一定以上所 得者 7 割)	
平成 21 年 1 月 1 日			380,000 円						
平成 21 年 10 月 1 日			420,000 円						
平成 27 年 1 月 1 日		自己負担限度額 変更 ・24 ページ参照							
平成 28 年 4 月 1 日							一食 360 円 (一食 210 円)		
平成 29 年 8 月 1 日		自己負担限度額 変更 (70 歳以上 75 歳未満) ・24 ページ参照							
平成 30 年 8 月 1 日							一食 460 円 (一食 210 円)		

※入院時食事療養費の( )内は住民税非課税世帯。

### 5.3 一般療養諸費の年度別推移

#### ① 療養給付の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	717,791	13,316,729,761	9,668,961,088	3,063,479,548	584,289,125
平成27年度	715,600	13,786,945,145	10,003,117,280	3,232,107,832	551,720,033
平成28年度	705,747	13,386,578,676	9,678,129,133	3,199,840,700	508,608,843
平成29年度	685,852	13,249,956,571	9,598,339,582	3,183,298,565	468,318,424
平成30年度	673,643	13,260,426,620	9,606,888,180	3,224,987,066	428,551,374

#### ② 療養費の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	24,980	257,383,434	186,100,218	61,676,724	9,606,492
平成27年度	24,290	247,090,988	179,156,772	60,257,414	7,676,802
平成28年度	22,999	233,757,453	168,988,081	58,514,465	6,254,907
平成29年度	21,183	218,671,916	158,513,578	55,029,968	5,128,370
平成30年度	19,213	201,146,854	145,367,927	52,383,009	3,395,918

#### ③ 移送費

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	1	70,040	70,040	0	0
平成27年度	1	21,020	21,020	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0

#### ④ 食事療養・生活療養

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	4		18,050	-18,050	0
平成27年度	3		6,150	-6,150	0
平成28年度	6		17,150	-17,150	0
平成29年度	33		116,150	-116,150	0
平成30年度	55		437,990	-437,990	0

#### ⑤ 療養の給付＋療養費＋移送費＋食事療養・生活療養 (①＋②＋③＋④)

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内 訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	742,776	13,574,183,235	9,855,149,396	3,125,138,222	593,895,617
平成27年度	739,894	14,034,057,153	10,182,301,222	3,292,359,096	559,396,835
平成28年度	728,752	13,620,336,129	9,847,134,364	3,258,338,015	514,863,750
平成29年度	707,068	13,468,628,487	9,756,969,310	3,238,212,383	473,446,794
平成30年度	692,911	13,461,573,474	9,752,694,097	3,276,932,085	431,947,292



## 5.4 退職者療養諸費の年度別推移

### ① 療養給付の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	32,850	687,394,761	481,194,708	191,784,478	14,415,575
平成27年度	27,006	560,144,518	392,027,734	151,075,078	17,041,706
平成28年度	16,697	331,450,587	231,472,723	89,730,797	10,247,067
平成29年度	9,246	182,846,603	127,698,197	47,362,801	7,785,605
平成30年度	4,025	95,743,616	66,723,329	27,098,710	1,921,577

### ② 療養費の年度別推移

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	1,077	10,447,237	7,312,907	3,044,210	90,120
平成27年度	909	8,456,452	5,919,392	2,414,655	122,405
平成28年度	545	4,625,574	3,237,827	1,300,392	87,355
平成29年度	264	2,287,596	1,601,288	686,308	0
平成30年度	122	956,635	669,631	262,505	24,499

### ③ 移送費

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	0	0	0	0	0
平成27年度	0	0	0	0	0
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0

### ④ 食事療養・生活療養

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	0		0	0	0
平成27年度	0		0	0	0
平成28年度	1		300	-300	0
平成29年度	1		6,600	-6,600	0
平成30年度	0		0	0	0

### ⑤ 療養の給付＋療養費＋移送費＋食事療養・生活療養（①＋②＋③＋④）

単位：円

区分 年度	件数	費用額	内訳		
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分
平成26年度	33,927	697,841,998	488,507,615	194,828,688	14,505,695
平成27年度	27,915	568,600,970	397,947,126	153,489,733	17,164,111
平成28年度	17,243	336,076,161	234,710,850	91,030,889	10,334,422
平成29年度	9,511	185,134,199	129,306,085	48,042,509	7,785,605
平成30年度	4,147	96,700,251	67,392,960	27,361,215	1,946,076

## 5.5 年度別高額療養費支給状況の推移

単位：円

年度	区分		件数	高額療養費	1件当りの費用
	被保険者区分				
平成26年度	一般		18,587	1,145,162,530	61,611
	退職		707	72,277,325	102,231
	計		19,294	1,217,439,855	63,099
平成27年度	一般		20,169	1,234,170,405	61,191
	退職		622	60,871,625	97,864
	計		20,791	1,295,042,030	62,289
平成28年度	一般		21,091	1,252,845,102	59,402
	退職		381	37,129,467	97,453
	計		21,472	1,289,974,569	60,077
平成29年度	一般		20,958	1,239,500,195	59,142
	退職		228	18,195,156	79,803
	計		21,186	1,257,695,351	59,364
平成30年度	一般		21,100	1,298,213,151	61,527
	退職		160	14,960,215	93,501
	計		21,260	1,313,173,366	61,767

## 5.6 年度別高額医療・高額介護合算療養費支給状況の推移

年度	区分		件数	高額介護合算療養費
	被保険者区分			
平成26年度	一般		70	2,175,748
	退職		0	0
	計		70	2,175,748
平成27年度	一般		38	1,883,925
	退職		0	0
	計		38	1,883,925
平成28年度	一般		76	2,050,990
	退職		0	0
	計		76	2,050,990
平成29年度	一般		76	2,581,399
	退職		0	0
	計		76	2,581,399
平成30年度	一般		59	1,492,710
	退職		0	0
	計		59	1,492,710

## 5.7 年度別高額療養費資金貸付状況の推移

単位：円

区分 年度	件数	金額
平成27年度	0	0
平成28年度	0	0
平成29年度	0	0
平成30年度	0	0

## 5.8 年度別一部負担金免除状況の推移

単位：円

区分 年度	減額		免除		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成26年度	0	0	84	964,245	84	964,245
平成27年度	0	0	107	499,217	107	499,217
平成28年度	0	0	167	550,227	167	550,227
平成29年度	0	0	195	2,122,528	195	2,122,528
平成30年度	0	0	162	647,511	162	647,511

## 5.9 出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金の年度別推移

区分 年度	出産育児一時金		葬祭費		結核・精神医療給付金		合計	
	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額
平成26年度	243	102,060,000	205	14,350,000	10,067	11,406,562	10,515	127,816,562
平成27年度	208	87,360,000	202	14,140,000	10,519	11,856,624	10,929	113,356,624
平成28年度	178	74,771,737	203	14,210,000	11,254	12,418,710	11,635	101,400,447
平成29年度	171	71,289,977	160	11,270,000	10,458	12,516,048	10,789	95,076,025
平成30年度	141	59,220,000	205	14,350,000	10,979	12,204,504	11,325	85,774,504

## 5.10 不当利得・不正利得・第三者行為

- 不当利得 … 社会保険への加入や転出等の理由により被保険者資格を喪失した後に保険給付を受けた場合、当該医療費の保険者負担分の返還を求める。
- 不正利得 … 偽りその他不正行為により保険給付を受けた場合、その給付の全部又は一部を徴収する。
- 第三者行為 … 被保険者が交通事故等第三者の行為が原因で療養の給付を受けた場合、その費用を加害者に請求する。
- 公害求償 … 公害健康被害補償法により給付されるべき医療費を国民健康保険で給付した場合、その費用を求償する。

① 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般被保険者）

年度	項目 区分		調定		収納		収入未済	
			件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成26年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	535	6,481,287	449	3,670,771	86	2,810,516
		過年度分	421	4,033,410	194	3,127,684	227	905,726
	第三者行為 賠償金	公害分	38	496,294	38	496,294	0	0
		その他	148	10,793,872	148	10,793,872	0	0
	計（現年度分を除く）		607	15,323,576	380	14,417,850	227	905,726
平成27年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	459	12,018,805	321	8,005,092	138	4,013,713
		過年度分	238	17,615,346	118	2,653,542	120	14,961,804
	第三者行為 賠償金	公害分	46	560,765	46	560,765	0	0
		その他	77	3,153,895	77	3,153,895	0	0
	計（現年度分を除く）		361	21,330,006	241	6,368,202	120	14,961,804
平成28年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	873	13,559,989	623	13,446,530	250	113,459
		過年度分	341	3,294,891	221	1,793,116	120	1,501,775
	第三者行為 賠償金	公害分	85	501,083	85	501,083	0	0
		その他	375	4,724,385	375	4,724,385	0	0
	計（現年度分を除く）		801	8,520,359	681	7,018,584	120	1,501,775
平成29年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	962	11,390,309	663	11,309,271	299	81,038
		過年度分	828	32,319,160	554	14,342,302	274	17,976,858
	第三者行為 賠償金	公害分	37	559,919	37	559,919	0	0
		その他	159	10,182,578	159	10,182,578	0	0
	計（現年度分を除く）		1,024	43,061,657	750	25,084,799	274	17,976,858
平成30年度								
	不当・不正 利得返還金	現年度分	1,459	19,665,106	1,160	17,436,005	299	2,229,101
		過年度分	778	6,782,516	391	4,600,252	387	2,182,264
	第三者行為 賠償金	公害分	47	689,797	47	689,797	0	0
		その他	9	14,947,059	9	14,947,059	0	0
	計（現年度分を除く）		834	22,419,372	447	20,237,108	387	2,182,264

② 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職被保険者）

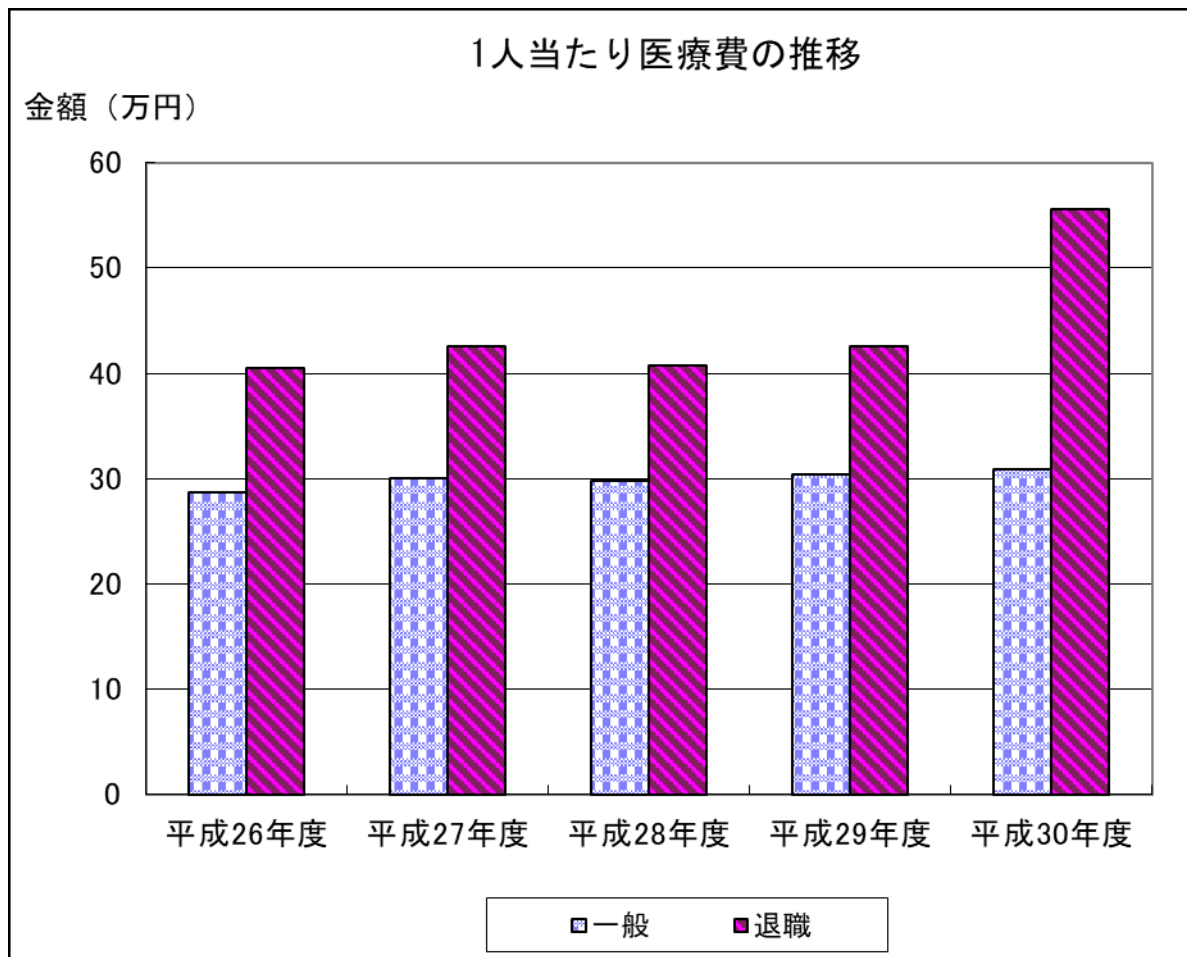
年度	項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
			件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
平成26年度								
	不当・不正	現年度分	7	99,861	7	99,861	0	0
	利得返還金	過年度分	2	7,000	2	7,000	0	0
	第三者行為	公 害 分	0	0	0	0	0	0
	賠償金	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計（現年度分を除く）		2	7,000	2	7,000	0	0
平成27年度								
	不当・不正	現年度分	9	96,157	9	96,157	0	0
	利得返還金	過年度分	6	17,010	6	17,010	0	0
	第三者行為	公 害 分	0	0	0	0	0	0
	賠償金	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計（現年度分を除く）		6	17,010	6	17,010	0	0
平成28年度								
	不当・不正	現年度分	14	31,855	13	31,555	1	300
	利得返還金	過年度分	7	51,457	7	51,457	0	0
	第三者行為	公 害 分	0	0	0	0	0	0
	賠償金	そ の 他	2	30,793	2	30,793	0	0
	計（現年度分を除く）		9	82,250	9	82,250	0	0
平成29年度								
	不当・不正	現年度分	2	50,035	1	43,435	1	6,600
	利得返還金	過年度分	2	5,467	1	2,240	1	3,227
	第三者行為	公 害 分	0	0	0	0	0	0
	賠償金	そ の 他	25	672,526	25	672,526	0	0
	計（現年度分を除く）		27	677,993	26	674,766	1	3,227
平成30年度								
	不当・不正	現年度分	0	0	0	0	0	0
	利得返還金	過年度分	1	3,227	1	3,227	0	0
	第三者行為	公 害 分	0	0	0	0	0	0
	賠償金	そ の 他	0	0	0	0	0	0
	計（現年度分を除く）		1	3,227	1	3,227	0	0

### 5.11 1人当たりの医療費推移

単位:円

区分 年度	一般被保険者			退職被保険者		
	医療給付 費用額	人数	1人当 たりの 医療費	医療給付 費用額	人数	1人当 たりの 医療費
平成26年度	13,574,183,235	47,352	286,665	697,841,998	1,724	404,781
平成27年度	14,034,057,153	46,770	300,065	568,600,970	1,337	425,281
平成28年度	13,620,336,129	45,771	297,576	336,076,161	826	406,872
平成29年度	13,468,628,487	44,406	303,307	185,134,199	435	425,596
平成30年度	13,461,573,474	43,610	308,681	96,700,251	174	555,749

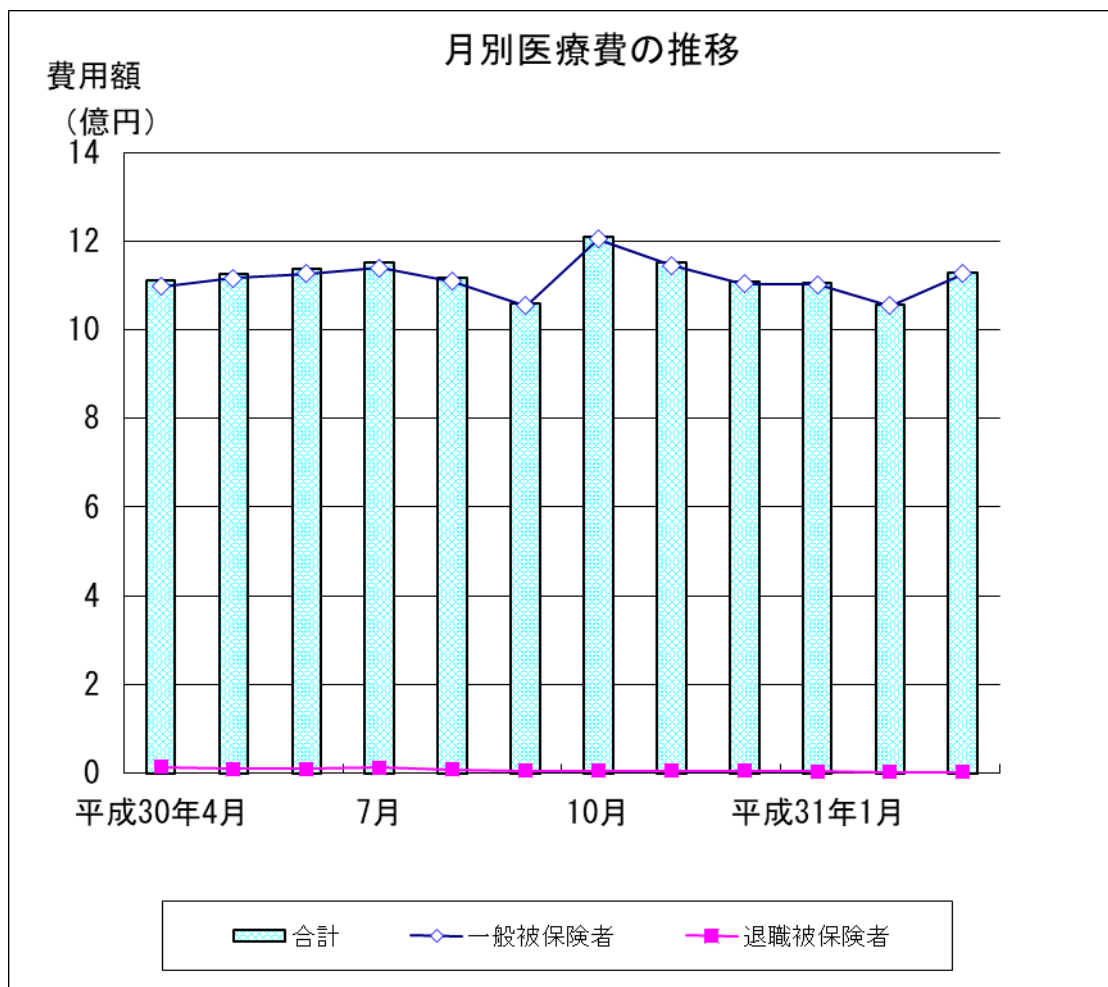
\*1人当たりの医療費=費用額÷被保険者年間平均人数。 \*費用額・人数については事業報告年報より。



## 5.12 診療月別医療費推移

単位：円

区分	一般被保険者	退職被保険者	合計
平成30年4月	1,098,453,866	13,738,647	1,112,192,513
5月	1,116,085,653	9,820,194	1,125,905,847
6月	1,126,473,432	9,923,839	1,136,397,271
7月	1,139,431,453	11,919,295	1,151,350,748
8月	1,109,010,604	7,711,325	1,116,721,929
9月	1,054,996,487	4,390,008	1,059,386,495
10月	1,204,375,176	5,554,689	1,209,929,865
11月	1,145,596,453	5,735,971	1,151,332,424
12月	1,103,141,280	5,519,803	1,108,661,083
平成31年1月	1,102,935,178	3,559,876	1,106,495,054
2月	1,054,789,251	2,522,945	1,057,312,196
3月	1,126,873,668	1,893,545	1,128,767,213



## 6 退職者医療制度

昭和 59 年 10 月 1 日より国民健康保険の加入者で、厚生年金や各種共済組合等からの老齢（退職）年金または通算老齢（退職）年金の受給者は、70 歳になって老人保健制度に移るまでの間、「退職医療制度」で受診できるようになった。

平成 14 年 10 月、老人保健の対象年齢の引上げに伴い、退職者医療制度の対象年齢も 75 歳未満に改定された。

本制度は平成 20 年 3 月をもって廃止となったが、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成 26 年度までの間における 65 歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置が講じられている。

なお、退職者医療制度による医療に要する費用については、加入者の保険料と被用者保険の拠出金とで賄うことになっている。

年度別退職医療給付状況の推移

単位：円

区分 年度	給付金額	財源		
		損害賠償金等	保険料	被用者保険拠出金
平成 19 年度	2,819,884,369	1,581,932	900,728,330	1,917,574,107
平成 20 年度	764,099,942	529,263	259,217,824	504,352,855
平成 21 年度	596,136,773	813,385	273,659,286	321,664,102
平成 22 年度	613,810,822	785,845	269,602,481	343,422,496
平成 23 年度	712,637,239	277,179	298,710,977	413,649,083
平成 24 年度	709,788,772	138,492	283,263,134	426,387,146
平成 25 年度	671,923,977	347,232	251,870,975	419,705,770
平成 26 年度	567,924,473	167,003	202,222,640	365,534,830
平成 27 年度	484,848,782	170,104	155,004,925	329,673,753
平成 28 年度	277,944,004	237,276	102,665,602	175,041,126
平成 29 年度	153,622,393	710,368	58,977,262	93,934,763
平成 30 年度	86,148,063	35,602	27,654,974	58,457,487



## 7 国民健康保険料

### 7.1 保険料計算方法

$$\text{年間保険料} = \text{基礎分保険料} + \text{支援金分保険料} + \text{介護分保険料}$$

- ・ 40歳～64歳の人 基礎分と支援金分と介護分を国民健康保険料として納める。
- ・ 上記以外の人 基礎分と支援金分を国民健康保険料として納める。

#### ① 平成30年度 保険料額計算方法

基礎分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(39,000円 × 被保険者数)	+ ( 被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{7.32}{100}$ )

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 39,000円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の7.32%
- ウ 最高限度額 年間 580,000円

支援金分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(12,000円 × 被保険者数)	+ ( 被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{2.22}{100}$ )

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 12,000円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の2.22%
- ウ 最高限度額 年間 190,000円

介護分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(15,600円 × 40歳～64歳の 被保険者数)	+ ( 40歳～64歳の被保険者全員 の該当年度算定基礎額 × $\frac{1.33}{100}$ )

- ア 均等割 40歳～64歳の被保険者1人につき15,600円
- イ 所得割 40歳～64歳の被保険者の該当年度算定基礎額の1.33%
- ウ 最高限度額 年間 160,000円

#### ② 平成31年度 保険料額計算方法

基礎分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(39,900円 × 被保険者数)	+ ( 被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{7.25}{100}$ )

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 39,900円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の7.25%
- ウ 最高限度額 年間 610,000円

支援金分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(12,300円 × 被保険者数)	+ ( 被保険者全員の 該当年度算定基礎額 × $\frac{2.24}{100}$ )

- ア 均等割 年齢に関係なく被保険者1人につき年間 12,300円
- イ 所得割 世帯の被保険者全員の該当年度算定基礎額の2.24%
- ウ 最高限度額 年間 190,000円

介護分 保険料	=	《均等割額》	《所得割額》
		(15,600円 × 40歳～64歳の 被保険者数)	+ ( 40歳～64歳の被保険者全員 の該当年度算定基礎額 × $\frac{1.41}{100}$ )

- ア 均等割 40歳～64歳の被保険者1人につき15,600円
- イ 所得割 40歳～64歳の被保険者の該当年度算定基礎額の1.41%
- ウ 最高限度額 年間 160,000円

※算定基礎額 (=旧ただし書き所得)

前年中の総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額。

なお、平成23年度から保険料算定方式は、住民税を基にする「住民税方式」から、旧ただし書き所得を基にする「旧ただし書き方式」に変更となった。

## 7.2 年度別保険料率等の推移

区分 年月	医療分保険料率			支援金分保険料率			介護分保険料率			賦課方式等	
	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)	1人当り 均等割額 (円)	所得割料率	最高限度額 (円)		
昭和34年12月	600	95/100	50,000							所得割対象は 前年度区民税	
昭和38年4月	500										
昭和39年4月	600										
昭和41年10月		112/100									所得割対象は 前年度住民税
昭和49年10月			80,000								
昭和51年4月	2,400		120,000								
昭和53年4月	4,800		170,000								
昭和55年4月	6,000	122/100	220,000							医療費対応方式	
昭和56年4月	8,400	118/100	240,000								
昭和57年4月	9,000	107/100	260,000							賦課標準を当 該年度分住民 税に変更	
昭和59年4月			280,000								
昭和60年4月			310,000								
昭和61年4月	12,000		350,000								
昭和62年4月			370,000								
昭和63年4月			390,000								
平成元年4月	14,400		400,000								
平成2年4月			420,000								
平成4年4月	16,800		440,000								
平成5年4月			460,000								
平成6年4月	15,900	133.7/100	500,000								
平成7年4月	16,800	119/100									
平成8年4月	19,500	155/100	520,000								
平成9年4月	22,500	162/100									
平成10年4月	26,100	187/100	530,000								
平成11年4月											
平成12年4月		194/100					7,200	12/100	70,000	介護分保険料 賦課開始	
平成13年4月	27,300						8,100	13/100			
平成14年4月							7,800	12/100			
平成15年4月	29,400	204/100					9,000	15/100			
平成16年4月	30,200	208/100					10,800	22/100	80,000		
平成17年4月	32,100						12,000	26/100			
平成18年4月	33,300	182/100						29/100			
平成19年4月	35,100	124/100						20/100	90,000		
平成20年4月	28,800	90/100	470,000	8,100	27/100	120,000	11,100	12/100		支援金分保険料 賦課開始	
平成21年4月	27,600	68/100		9,600	26/100			11/100	100,000		
平成22年4月	31,200	80/100	500,000	8,700	23/100	130,000	12,000	12/100		賦課方式を旧た だし書き方式に 変更	
平成23年4月		6.13%	510,000		1.96%	140,000	13,200	1.00%	120,000		
平成24年4月	30,000	6.28%		10,200	2.23%		14,100	1.17%			
平成25年4月	30,600	6.02%		10,800	2.34%		15,000	1.48%			
平成26年4月	32,400	6.30%			2.17%	160,000	15,300	1.37%	140,000		
平成27年4月	33,900	6.45%	520,000		1.98%	170,000	14,700	1.21%	160,000		
平成28年4月	35,400	6.86%	540,000		2.02%	190,000		1.27%			
平成29年4月	38,400	7.47%		11,100	1.96%		15,600	1.35%			
平成30年4月	39,000	7.32%	580,000	12,000	2.22%			1.33%			
平成31年4月	39,900	7.25%	610,000	12,300	2.24%			1.41%			

### 7.3 年度別保険料収納状況の推移（現年分）

#### ① 全体

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成21年度	5,419,792,801	4,641,875,304	4,318,700	85.65	85.57	2,428,840	85.61
平成22年度	5,439,748,678	4,671,948,365	4,667,928	85.89	85.80	4,603,494	85.87
平成23年度	5,549,618,761	4,841,751,604	4,275,389	87.24	87.17	4,904,479	87.24
平成24年度	5,596,080,468	4,889,067,971	6,644,946	87.37	87.25	5,192,409	87.33
平成25年度	5,775,546,465	5,058,805,885	7,672,694	87.59	87.46	3,338,394	87.51
平成26年度	5,871,817,110	5,189,327,816	7,498,312	88.38	88.25	3,675,892	88.30
平成27年度	5,785,235,621	5,111,908,865	5,128,056	88.36	88.27	2,407,678	88.31
平成28年度	5,829,072,259	5,134,658,132	7,325,702	88.09	87.96	986,134	87.98
平成29年度	5,834,565,903	5,205,107,159	14,080,860	89.21	88.97	1,834,423	89.00
平成30年度	5,816,800,818	5,145,692,177	3,660,640	88.46	88.40	0	88.40

#### ② 一般被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成21年度	5,125,152,362	4,372,000,529	4,192,534	85.30	85.22	2,234,905	85.26
平成22年度	5,127,810,618	4,377,367,701	4,502,159	85.37	85.28	4,603,494	85.35
平成23年度	5,196,713,037	4,509,293,596	4,206,411	86.77	86.69	4,904,479	86.77
平成24年度	5,273,541,721	4,580,636,506	6,584,179	86.86	86.74	5,168,996	86.82
平成25年度	5,472,957,727	4,763,783,562	7,590,434	87.04	86.90	3,338,394	86.96
平成26年度	5,613,280,859	4,937,316,594	7,412,284	87.96	87.83	3,675,892	87.88
平成27年度	5,596,165,434	4,927,636,941	5,101,498	88.05	87.96	2,407,678	88.00
平成28年度	5,708,000,030	5,018,141,889	7,314,514	87.91	87.79	986,134	87.80
平成29年度	5,773,533,888	5,144,309,729	14,079,737	89.10	88.86	1,834,423	88.89
平成30年度	5,791,262,926	5,120,585,078	3,651,960	88.42	88.36	0	88.36

③ 退職被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成21年度	294,640,439	269,874,775	126,166	91.59	91.55	193,935	91.61
平成22年度	311,938,060	294,580,664	165,769	94.44	94.38	0	94.38
平成23年度	352,905,724	332,458,008	68,978	94.21	94.19	0	94.19
平成24年度	322,538,747	308,431,465	60,767	95.63	95.61	23,413	95.61
平成25年度	302,588,738	295,022,323	82,260	97.50	97.47	0	97.47
平成26年度	258,536,251	252,011,222	86,028	97.48	97.44	0	97.44
平成27年度	189,070,187	184,271,924	26,558	97.46	97.45	0	97.45
平成28年度	121,072,229	116,516,243	11,188	96.24	96.23	0	96.23
平成29年度	61,032,015	60,797,430	1,123	99.62	99.61	0	99.61
平成30年度	25,537,892	25,107,099	8,680	98.31	98.28	0	98.28

7.4 年度別保険料収納状況の推移（滞納繰越分）

① 全体

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分 調定額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成21年度	1,137,461,682	427,778,445	1,137,741	37.61	37.51	989,295	37.54
平成22年度	1,180,827,151	376,342,575	1,034,063	31.87	31.78	4,029,906	31.89
平成23年度	1,201,241,525	411,889,958	910,344	34.29	34.21	3,575,868	34.32
平成24年度	1,110,971,717	327,072,649	1,016,605	29.44	29.35	618,436	29.37
平成25年度	1,117,478,311	438,190,985	1,503,454	39.21	39.08	0	39.08
平成26年度	985,271,178	381,705,873	1,293,775	38.74	38.61	4,147,676	38.77
平成27年度	938,933,065	441,773,311	1,519,174	47.05	46.89	1,853,680	46.98
平成28年度	843,118,260	369,947,171	1,172,079	43.88	43.74	1,175,781	43.80
平成29年度	863,072,550	357,556,203	2,556,949	41.43	41.13	659,751	41.16
平成30年度	818,527,340	300,010,324	1,228,474	36.65	36.50	0	36.50

② 一般被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成21年度	1,031,197,474	409,637,389	1,137,741	39.72	39.61	937,815	39.65
平成22年度	1,073,095,261	363,326,134	1,008,703	33.86	33.76	4,029,906	33.89
平成23年度	1,098,326,873	400,582,731	904,808	36.47	36.39	3,575,868	36.51
平成24年度	1,003,412,819	314,100,549	1,016,605	31.30	31.20	618,436	31.22
平成25年度	1,011,969,896	426,255,191	1,497,810	42.12	41.97	0	41.97
平成26年度	890,317,259	373,003,967	1,265,403	41.90	41.75	4,147,676	41.95
平成27年度	910,495,730	432,500,171	1,516,102	47.50	47.34	1,853,680	47.43
平成28年度	823,164,205	364,128,982	1,172,079	44.24	44.09	1,175,781	44.16
平成29年度	846,337,849	351,303,028	2,556,949	41.51	41.21	659,751	41.24
平成30年度	808,809,545	297,477,897	1,228,474	36.78	36.63	0	36.63

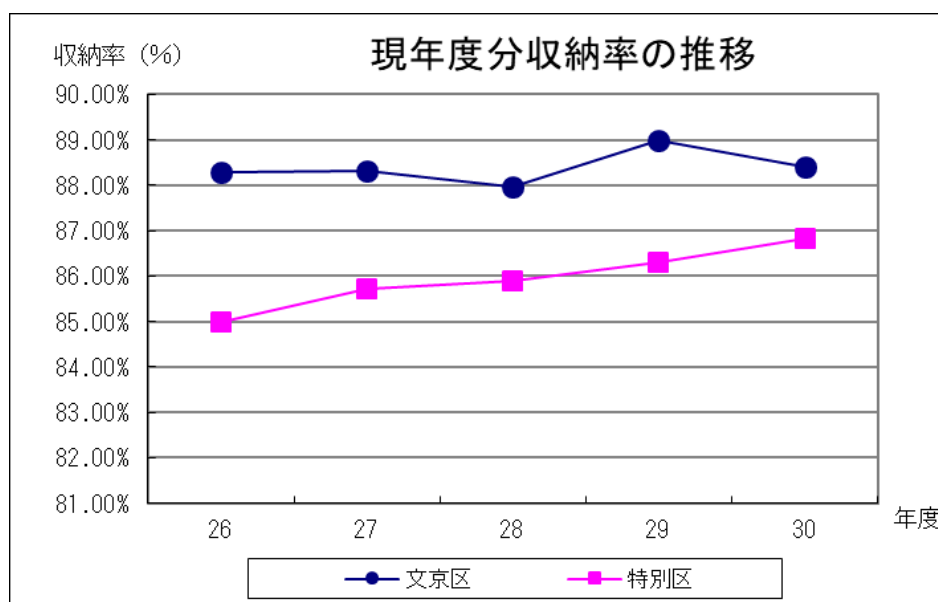
③ 退職被保険者分

区分 年度	調定金額	収納金額	還付未済金額	収入歩合	収納率	居所不明者分額	収納率
	A (円)	B (円)	C (円)	B/A (%)	(B-C)/A (%)	D (円)	(B-C)/(A-D) (%)
平成21年度	106,264,208	18,141,056	0	17.07	17.07	51,480	17.08
平成22年度	107,731,890	13,016,441	25,360	12.08	12.06	0	12.06
平成23年度	102,914,652	11,307,227	5,536	10.99	10.98	0	10.98
平成24年度	107,558,898	12,972,100	0	12.06	12.06	0	12.06
平成25年度	105,508,415	11,935,794	5,644	11.31	11.31	0	11.31
平成26年度	94,953,919	8,701,906	28,372	9.16	9.13	0	9.13
平成27年度	28,437,335	9,273,140	3,072	32.61	32.60	0	32.60
平成28年度	19,954,055	5,818,189	0	29.16	29.16	0	29.16
平成29年度	16,734,701	6,253,175	0	37.37	37.37	0	37.37
平成30年度	9,717,795	2,532,427	0	26.06	26.06	0	26.06

## 7.5 年度別 23 区収納状況

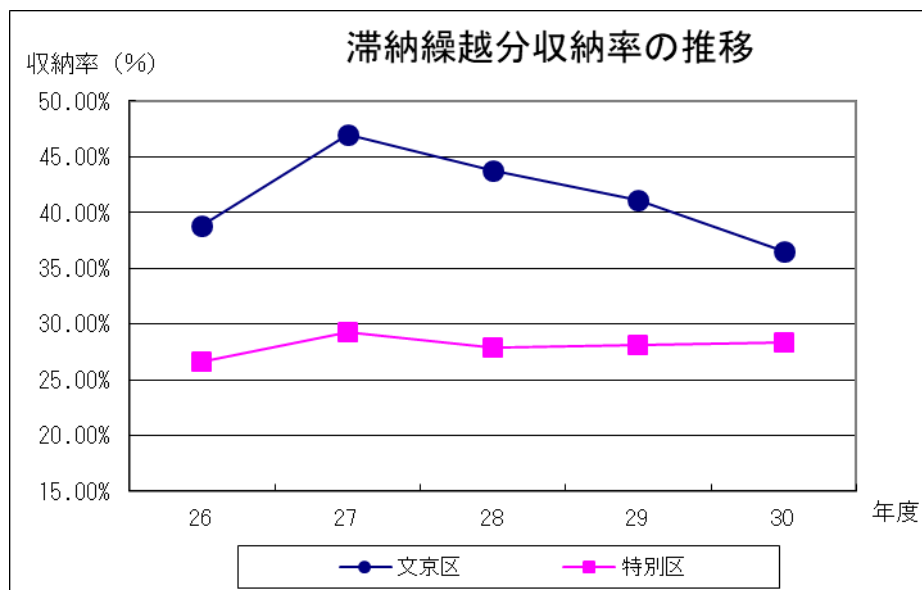
### ① 現年分

区名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)
千代田	1	90.43	1	91.28	2	91.29	2	91.48	2	91.64
中央	9	85.91	11	86.05	10	86.63	12	86.43	12	86.84
港	22	81.79	22	82.72	21	82.88	20	84.17	21	83.45
新宿	19	83.21	20	83.22	23	81.19	23	80.50	23	80.90
文京	3	88.30	4	88.31	6	87.98	4	89.00	7	88.40
台東	16	83.72	14	84.79	17	84.53	16	84.93	15	85.72
墨田	15	83.78	13	85.23	14	84.73	11	86.45	10	87.46
江東	10	85.47	9	86.41	9	86.92	9	86.98	11	87.18
品川	5	87.19	2	89.36	1	91.68	1	92.64	1	92.32
目黒	6	87.01	8	87.35	8	87.32	8	87.43	9	88.09
大田	8	86.41	7	87.49	7	87.66	6	88.23	4	89.45
世田谷	11	85.32	10	86.40	11	86.36	10	86.48	8	88.13
渋谷	21	82.55	21	83.16	22	82.84	21	83.79	20	84.19
中野	12	85.25	12	85.69	12	85.27	15	85.28	18	84.98
杉並	13	84.19	16	84.06	15	84.66	14	85.31	17	85.20
豊島	14	84.05	19	83.91	19	83.67	22	82.92	22	82.88
北	17	83.40	15	84.58	16	84.65	19	84.52	19	84.51
荒川	7	86.51	6	88.05	4	88.53	5	88.32	6	88.72
板橋	18	83.37	17	84.00	18	84.10	17	84.87	16	85.39
練馬	4	88.03	5	88.09	5	87.99	7	87.94	5	88.93
足立	23	81.05	23	82.15	20	82.97	18	84.59	14	85.76
葛飾	20	82.84	18	83.92	13	85.15	13	85.62	13	85.96
江戸川	2	88.62	3	89.21	3	89.28	3	89.59	3	89.99
計	-	85.00	-	85.73	-	85.89	-	86.30	-	86.83



② 滞納繰越分

年度 区名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)	順位	収納率 (%)
千代田	12	28.81	12	30.92	8	32.03	7	32.81	12	28.03
中央	20	19.69	19	23.22	15	28.59	14	29.36	18	22.90
港	17	22.60	14	27.42	17	25.85	12	30.18	9	31.33
新宿	15	23.73	17	24.67	19	21.77	21	21.80	21	20.37
文京	2	38.77	2	46.98	2	43.80	2	41.16	3	36.50
台東	5	30.52	9	33.22	9	31.61	5	34.39	7	34.14
墨田	14	27.60	4	36.41	6	33.14	17	24.46	13	27.50
江東	13	28.54	10	32.47	10	31.41	16	28.16	16	25.41
品川	1	40.32	1	50.90	1	49.78	1	55.43	1	47.94
目黒	7	30.14	15	26.44	14	28.64	10	31.33	8	33.51
大田	23	16.19	22	20.11	21	19.02	19	23.05	17	24.24
世田谷	10	29.37	13	29.91	7	32.82	8	32.71	10	30.98
渋谷	19	20.02	21	21.89	20	20.52	20	22.80	20	20.75
中野	16	23.18	16	26.24	18	24.52	18	24.15	19	22.56
杉並	4	34.17	7	33.71	4	35.18	3	37.13	2	42.22
豊島	8	30.06	5	34.53	16	28.01	15	28.68	14	27.04
北	6	30.45	6	34.45	5	33.85	6	32.95	4	34.60
荒川	22	17.07	20	22.98	13	28.89	9	32.31	15	25.93
板橋	9	29.46	11	31.25	11	30.61	11	30.99	5	34.45
練馬	3	36.96	3	37.35	3	35.33	4	34.74	6	34.40
足立	18	20.95	18	23.65	22	18.96	23	16.32	22	18.93
葛飾	11	29.34	8	33.32	12	29.19	13	29.65	11	29.38
江戸川	21	18.06	23	19.42	23	18.40	22	19.59	23	18.69
計	-	26.58	-	29.31	-	27.93	-	28.16	-	28.30



## 7.6 年度別不納欠損理由一覽

区分 年度		所在不明	率(%)	生活困難	率(%)	転出	率(%)	死亡	率(%)	合計
平成 25 年度	金額(円)	156,569,138	41.96	82,856,146	22.21	120,327,526	32.25	13,347,953	3.58	373,100,763
	世帯数	1,769	33.88	869	16.64	2,450	46.93	133	2.55	5,221
平成 26 年度	金額(円)	139,617,496	46.86	56,028,741	18.80	96,867,113	32.51	5,443,107	1.83	297,956,457
	世帯数	1,922	40.24	698	14.61	2,051	42.94	105	2.20	4,776
平成 27 年度	金額(円)	93,842,204	32.47	81,427,321	28.17	109,235,640	37.80	4,508,508	1.56	289,013,673
	世帯数	1,383	30.33	961	21.07	2,122	46.54	94	2.06	4,560
平成 28 年度	金額(円)	113,585,380	44.57	36,250,776	14.23	101,259,228	39.74	3,734,340	1.47	254,829,724
	世帯数	1,477	34.02	465	10.71	2,328	53.62	72	1.66	4,342
平成 29 年度	金額(円)	143,314,509	54.74	17,075,487	6.52	97,821,079	37.36	3,613,022	1.38	261,824,097
	世帯数	1,891	42.01	213	4.73	2,328	51.72	69	1.53	4,501
平成 30 年度	金額(円)	131,934,382	47.43	37,139,470	13.35	104,202,406	37.46	4,881,344	1.75	278,157,602
	世帯数	1,680	36.06	391	8.39	2,505	53.77	83	1.78	4,659

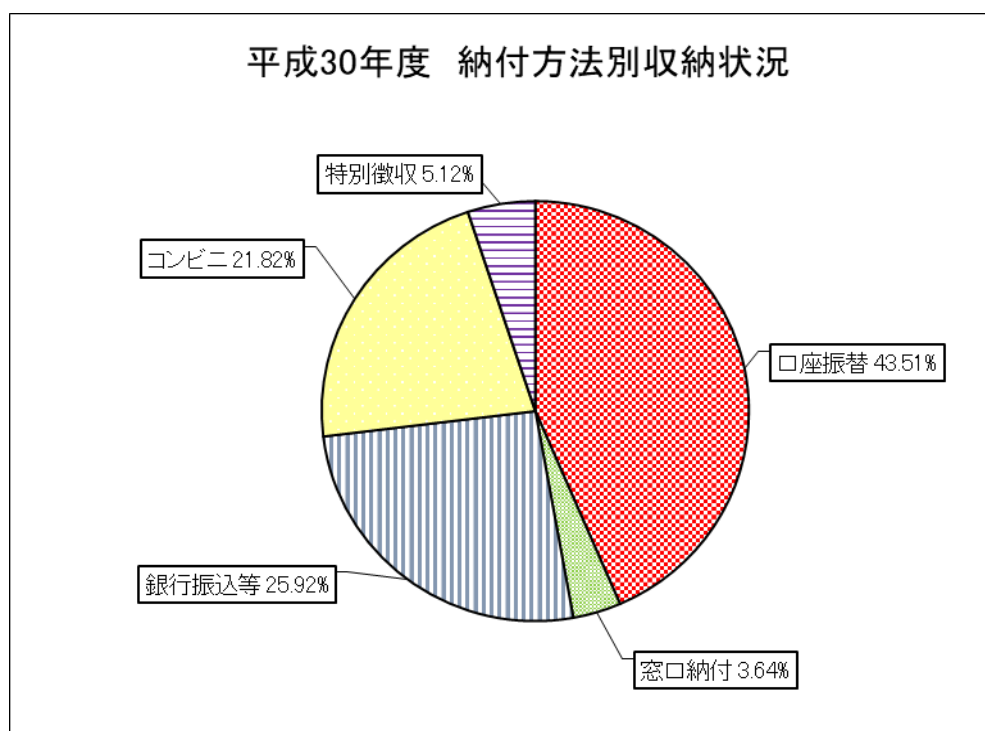
## 7.7 平成30年度年齢別滞納状況

年齢	滞納世帯数	短期証発行世帯数	資格証発行世帯数
20歳未満	20	0	3
20歳以上	1,699	4	111
30歳以上	1,075	13	223
40歳以上	979	22	297
50歳以上	736	34	238
60歳以上	482	21	138
70歳以上	165	9	32
75歳以上	113	3	7
合計	5,269	106	1,049



## 7.8 年度別保険料納付方法別収納状況

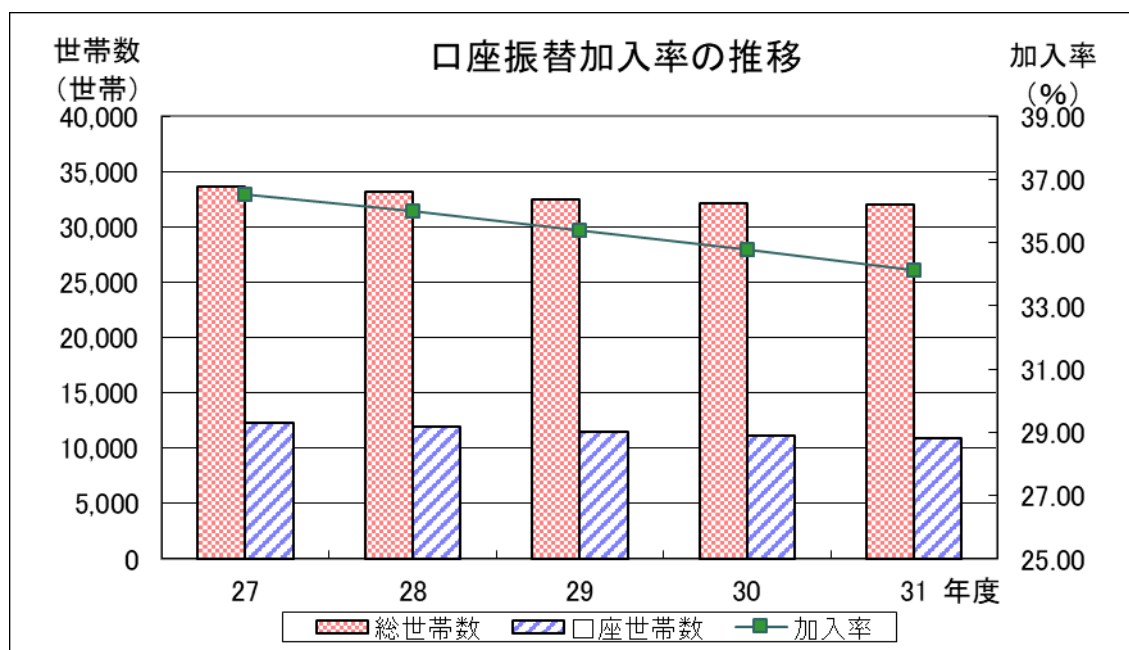
年度		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
納付方法	件数	4,335	3,941	3,338	2,681	0
	収納額（円）	91,293,685	79,197,847	61,057,094	58,124,597	0
	構成比	1.65%	1.40%	1.10%	1.03%	0.00%
戸別徴収	件数	96,538	93,106	89,923	86,613	83,070
	収納額（円）	2,527,129,566	2,446,837,739	2,460,391,344	2,437,231,029	2,390,544,518
	構成比	45.58%	43.24%	44.17%	43.22%	43.51%
口座振替	件数	5,522	6,236	5,811	6,095	5,995
	収納額（円）	186,784,323	222,385,556	196,295,048	224,934,184	200,118,628
	構成比	3.37%	3.93%	3.52%	3.99%	3.64%
窓口納付	件数	37,429	35,134	32,894	30,643	29,463
	収納額（円）	1,516,486,100	1,498,428,296	1,447,859,003	1,425,532,487	1,423,851,720
	構成比	27.35%	26.48%	25.99%	25.28%	25.92%
銀行振込等	件数	52,501	60,083	58,540	60,648	58,282
	収納額（円）	971,182,102	1,148,338,738	1,125,610,787	1,209,913,257	1,198,565,183
	構成比	17.52%	20.29%	20.21%	21.46%	21.82%
コンビニ	件数	17,586	18,814	19,428	19,533	19,304
	収納額（円）	251,871,322	263,369,521	279,229,243	282,972,264	281,040,920
	構成比	4.54%	4.65%	5.01%	5.02%	5.12%
特別徴収	件数	213,911	217,314	209,934	206,213	196,114
	収納額（円）	5,544,747,098	5,658,557,697	5,570,442,519	5,638,707,818	5,494,120,969
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%
合計	件数	213,911	217,314	209,934	206,213	196,114
	収納額（円）	5,544,747,098	5,658,557,697	5,570,442,519	5,638,707,818	5,494,120,969
	構成比	100%	100%	100%	100%	100%



## 7.9 年度別口座振替加入状況の推移

基準日：4月1日現在

区分 年度	総世帯数	内 訳		加入率 (%)
		一般世帯	口座世帯	
平成 21 年度	33,490	19,879	13,611	40.64
平成 22 年度	33,579	20,340	13,239	39.43
平成 23 年度	33,751	20,736	13,015	38.56
平成 24 年度	33,665	20,899	12,766	37.92
平成 25 年度	33,376	21,001	12,375	37.08
平成 26 年度	33,609	21,218	12,391	36.87
平成 27 年度	33,596	21,316	12,280	36.55
平成 28 年度	33,176	21,232	11,944	36.00
平成 29 年度	32,453	20,969	11,484	35.39
平成 30 年度	32,166	20,975	11,191	34.79
平成 31 年度	31,998	21,078	10,920	34.13



## 7.10 年度別、月別口座振替届出状況

単位：件

年度	月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
		平成21年度	新規加入	163	96	49	231	222	209	116	131	117	136	60
	変更	3	7	6	22	9	16	18	9	11	9	91	16	217
	取消	27	25	28	29	72	46	44	36	35	34	231	881	1,488
	計	193	128	83	282	303	271	178	176	163	179	382	955	3,293
平成22年度	新規加入	147	98	63	182	200	267	108	140	124	147	84	90	1,650
	変更	10	13	8	14	9	18	12	10	12	13	5	19	143
	取消	233	6	2	5	8	3	7	10	9	4	4	2	293
	計	390	117	73	201	217	288	127	160	145	164	93	111	2,086
平成23年度	新規加入	144	127	103	226	242	237	125	105	146	118	63	68	1,704
	変更	24	25	15	16	17	10	6	8	4	7	19	13	164
	取消	22	84	12	17	39	41	16	20	7	13	37	8	316
	計	190	236	130	259	298	288	147	133	157	138	119	89	2,184
平成24年度	新規加入	127	106	89	203	88	313	95	105	118	144	85	83	1,556
	変更	19	24	22	21	17	30	25	21	22	14	24	19	258
	取消	172	201	116	150	142	117	165	142	148	184	150	188	1,875
	計	318	331	227	374	247	460	285	268	288	342	259	290	3,689
平成25年度	新規加入	167	95	47	252	160	241	119	127	98	140	89	73	1,608
	変更	22	20	20	23	26	28	20	26	23	19	18	25	270
	取消	33	35	15	12	23	14	18	21	33	34	29	14	281
	計	222	150	82	287	209	283	157	174	154	193	136	112	2,159
平成26年度	新規加入	136	116	101	201	195	226	116	140	118	146	68	78	1,641
	変更	26	34	12	40	28	32	30	18	20	19	18	20	297
	取消	165	180	105	147	104	145	139	146	147	153	145	241	1,817
	計	327	330	218	388	327	403	285	304	285	318	231	339	3,755
平成27年度	新規加入	171	137	91	188	105	283	131	119	131	127	77	70	1,630
	変更	31	19	10	23	14	23	14	14	15	14	17	15	209
	取消	211	135	137	149	146	150	167	143	185	174	178	219	1,994
	計	413	291	238	360	265	456	312	276	331	315	272	304	3,833
平成28年度	新規加入	194	99	75	264	102	268	116	132	109	97	77	65	1,598
	変更	18	11	16	25	14	21	13	18	16	24	16	18	210
	取消	34	176	16	15	16	20	22	38	29	25	20	22	433
	計	246	286	107	304	132	309	151	188	154	146	113	105	2,241
平成29年度	新規加入	153	132	89	243	147	273	148	135	114	125	75	64	1,698
	変更	15	12	12	28	16	17	19	22	12	17	15	20	205
	取消	32	16	9	21	24	23	14	19	31	20	35	17	261
	計	200	160	110	292	187	313	181	176	157	162	125	101	2,164
平成30年度	新規加入	136	117	74	279	130	242	105	111	110	106	104	63	1,577
	変更	14	15	17	33	14	22	11	17	12	15	14	9	193
	取消	24	20	12	11	24	27	16	27	17	15	21	1	215
	計	174	152	103	323	168	291	132	155	139	136	139	73	1,985

## 7.11 口座振替引落状況

### ① 平成 29 年度 平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月に収納された口座振替結果報告をもとに集計

区分 年月	M T 送付分						納付書送付分	
	送付合計		処理合計		引落不能合計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成29年4月	297	9,149,875	241	7,371,877	56	1,777,998	0	0
5月	34	671,343	29	624,672	5	46,671	0	0
6月	13	178,344	12	176,575	1	1,769	0	0
7月	10,269	280,882,542	10,034	274,908,023	235	5,974,519	32	564,462
8月	10,331	285,241,337	10,030	277,560,166	301	7,681,171	32	577,370
9月	10,478	288,268,205	10,146	278,962,271	332	9,305,934	33	608,443
10月	9,902	279,251,713	9,623	270,750,185	279	8,501,528	33	748,190
11月	9,740	276,275,547	9,427	267,267,386	313	9,008,161	34	789,600
12月	8,704	275,697,871	8,410	266,977,539	294	8,720,332	33	757,207
平成30年1月	9,621	273,850,220	9,299	265,101,296	322	8,748,924	32	806,160
2月	9,524	272,527,033	9,234	263,901,826	290	8,625,207	31	756,040
3月	9,401	272,595,772	9,158	264,557,521	243	8,038,251	30	752,910
合計	88,314	2,514,589,802	85,643	2,438,159,337	2,671	76,430,465	290	6,360,382

平成29年度調定額(円)	5,834,565,903
口座利用率(%)	43.21%

口座引落率(%)	96.97%
引落不能率(%)	3.03%

### ② 平成 30 年度 平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月に収納された口座振替結果報告をもとに集計

区分 年月	M T 送付分						納付書送付分	
	送付合計		処理合計		引落不能合計			
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
平成30年4月	228	5,756,987	172	4,202,503	56	1,554,484	0	0
5月	35	565,377	33	511,876	2	53,501	0	0
6月	4	123,204	4	123,204	0	0	0	0
7月	10,072	281,851,856	9,829	274,858,356	243	6,993,500	36	840,160
8月	9,854	276,078,472	9,671	270,421,393	183	5,657,079	33	760,785
9月	10,043	282,188,208	9,804	276,053,783	239	6,134,425	35	814,370
10月	9,381	270,790,451	9,206	265,460,050	175	5,330,401	33	773,440
11月	9,273	268,416,061	9,065	262,499,925	208	5,916,136	31	801,239
12月	9,164	266,755,426	8,973	260,946,047	191	5,809,379	32	816,330
平成31年1月	9,062	266,436,846	8,874	260,282,932	188	6,153,914	30	801,270
2月	9,007	264,563,796	8,818	258,453,522	189	6,110,274	28	792,380
3月	8,912	266,025,555	8,729	260,035,424	183	5,990,131	27	786,720
合計	85,035	2,449,552,239	83,178	2,393,849,015	1,857	55,703,224	285	7,186,694

平成30年度調定額(円)	5,816,800,818
口座利用率(%)	42.24%

口座引落率(%)	97.73%
引落不能率(%)	2.27%

## 7.12 均等割保険料の軽減措置等

一定基準以下の所得金額（地方税法第703条の5の規定の例により算出した総所得金額等及び山林所得金額の合計額）の世帯に係わる保険料均等割額を軽減する制度で、下記の基準より減額賦課を行っている。

### ① 7割減額該当世帯（条例第19条の2第1号）

総所得金額等 ≤ 330,000円

平成31年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額	→	減額後の保険料額
基礎分保険料	39,900円	→	11,970円
支援金分保険料	12,300円	→	3,690円
介護分保険料	15,600円	→	4,680円

### ② 5割減額該当世帯（条例第19条の2第2号）

総所得金額等＋山林所得金額 ≤ 330,000円＋280,000円×被保険者数

平成31年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額	→	減額後の保険料額
基礎分保険料	39,900円	→	19,950円
支援金分保険料	12,300円	→	6,150円
介護分保険料	15,600円	→	7,800円

### ③ 2割減額該当世帯（条例第19条の2第3号）

総所得金額等＋山林所得金額 ≤ 330,000円＋510,000円×被保険者数

平成31年度の保険料均等割額（被保険者1人当たり） 【年額】

	均等割額	→	減額後の保険料額
基礎分保険料	39,900円	→	31,920円
支援金分保険料	12,300円	→	9,840円
介護分保険料	15,600円	→	12,480円

※平成21年度までは、23区共通基準により減免措置（1割）が加算されていたため、上記①該当世帯は6割減額、②該当世帯は4割減額であった。

※①②③介護分保険料は、40歳～64歳の方に加算される。

### ④ 特例減額該当世帯（条例第24条の3）

23区では、共通基準により減額措置（1割）が加算されているため、上記世帯の①該当世帯は7割減額に、②該当世帯は5割減額になる。

区分 年度	減額			7割減額			5割減額			2割減額			合計		
	基準額	加算額(万円)		世帯数	割合	金額	世帯数	割合	金額	世帯数	割合	金額	世帯数	割合	金額
	(万円)	5割	2割												
平成21年度	33.0	24.5		9,305	27.71	262,367,834	612	1.82	26,010,255				9,917	29.53	288,378,089
平成22年度	33.0	24.5	35.0	9,922	29.40	302,183,217	723	2.14	33,940,834	2,926	8.67	33,126,105	13,571	40.21	369,250,156
平成23年度	33.0	24.5	35.0	10,189	30.27	312,744,996	706	2.10	33,338,893	2,960	8.79	35,231,220	13,855	41.16	381,315,109
平成24年度	33.0	24.5	35.0	10,350	31.01	323,177,645	744	2.23	34,859,320	2,863	8.58	34,425,920	13,957	41.82	392,462,885
平成25年度	33.0	24.5	35.0	10,631	31.63	332,839,255	712	2.12	35,411,700	3,005	8.94	36,323,940	14,348	42.69	404,574,895
平成26年度	33.0	24.5	45.0	11,167	33.24	354,047,436	2,499	7.44	85,869,390	2,366	7.04	34,675,980	16,032	47.72	474,592,806
平成27年度	33.0	26.0	47.0	11,416	34.41	373,088,414	2,650	7.99	92,013,133	2,402	7.24	35,448,540	16,468	49.64	500,550,087
平成28年度	33.0	26.5	48.0	11,568	35.65	377,843,420	2,628	8.10	93,071,670	2,326	7.16	35,091,560	16,522	50.91	506,006,650
平成29年度	33.0	27.0	49.0	11,884	36.95	406,879,795	2,745	8.53	100,536,316	2,250	6.99	34,938,425	16,879	52.47	542,354,536
平成30年度	33.0	27.5	50.0	12,395	38.74	424,227,790	2,729	8.53	99,802,100	2,284	7.14	35,796,140	17,408	54.40	559,826,030

※割合は全世帯のうちの減額世帯数の割合を表す。 ※平成22年度からは2割減額措置も可能となった。

### 7.13 算定方式変更に伴う経過措置

算定方式の変更に伴い、保険料負担が増加する階層が生じることから、3段階の区分で、旧ただし書き所得から一定率を控除する経過措置を2年間（平成23～24年度）実施した。

以下のア～ウに該当する場合は、減額後の算定額が算定基礎額となる。

- ア 住民税非課税で、旧ただし書き所得がある場合  
→ 旧ただし書き所得から、75%を減額
- イ 課税標準額が100万以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合  
→ 旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額
- ウ 課税標準額が100万を超え、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える場合  
→ 旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額

なお、25年度及び26年度は、住民税非課税者で旧ただし書き所得がある場合を対象に、所得割額の算定基礎額の減額を実施した（25年度は旧ただし書き所得から50%を減額、26年度は旧ただし書き所得から25%を減額）。

### 7.14 被用者保険の被扶養者だった方への緩和措置

75歳に達する被用者保険被保険者に扶養されていた65歳から74歳の被保険者は、申請により所得割額を免除し、均等割額を資格取得日から2年間に限り、1/2に減額する。なお、均等割額の減免期間は、厚生労働省の通知に基づいて平成31年度より設けられた。

	世帯数	被保険者数	減免額(円)
平成26年度	221	221	7,264,997
平成27年度	216	216	6,945,860
平成28年度	236	236	7,943,142
平成29年度	245	245	7,449,219
平成30年度	252	252	8,655,474

### 7.15 非自発的失業者（倒産・解雇等の理由により離職された方）に対する軽減措置

平成21年3月31日以降に離職した、雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者で、離職時65歳未満の方を対象とし、届出により該当される方の給与所得を30/100としたうえで保険料を算定する。ただし、軽減期間は離職日の翌日の属する月から翌年度末までとなる。なお、届出の内容は高額療養費の所得区分判定にも適用される。

## 7.16 保険料一般減免状況

下記の基準により生活が著しく困難となった者のうち、減免が必要と認められる場合、減額または免除を行っている。(文京区国民健康保険条例施行規則第12条)

- ア 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に甚大な損害を受け、若しくは資産を盗まれたとき
- イ 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき
- ウ 事業又は業務について甚大な損害を受けたとき
- エ 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき

区分 年度	減 額		免 除		合 計	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
平成 21 年度	2	92,860	12	551,525	14	644,385
平成 22 年度	2	277,239	9	781,015	11	1,058,254
平成 23 年度	2	141,799	21	1,328,160	23	1,469,959
平成 24 年度	3	204,058	11	1,212,876	14	1,416,934
平成 25 年度	0	0	12	883,372	12	883,372
平成 26 年度	0	0	9	723,006	9	723,006
平成 27 年度	0	0	15	2,023,960	15	2,023,960
平成 28 年度	0	0	13	1,468,103	13	1,468,103
平成 29 年度	0	0	12	999,070	12	999,070
平成 30 年度	0	0	18	1,175,010	18	1,175,010

※退職者分を含む。

## 7.17 均等割賦課、限度額超過世帯等の世帯数と保険料額

年度	区分	世帯数	人数	金額 (円)	世帯構成比	人数構成比
					(%)	(%)
平成21年度	限度額超過	1,782	4,085	1,051,380,000	5.31	8.06
	均等割賦課	14,054	17,888	665,433,600	41.85	35.29
	その他	17,743	28,712	3,330,458,452	52.84	56.65
	合計	33,579	50,685	5,047,272,052	100	100
平成22年度	限度額超過	2,016	4,482	1,398,950,000	4.97	8.94
	均等割賦課	17,384	21,484	487,686,924	42.88	42.88
	その他	21,138	24,143	3,475,101,207	52.15	48.18
	合計	40,538	50,109	5,361,738,131	100	100
平成23年度	限度額超過	1,793	4,153	1,305,350,000	4.43	8.31
	均等割賦課	16,119	18,864	402,706,077	39.85	37.75
	その他	22,536	26,954	3,794,465,441	55.72	53.94
	合計	40,448	49,971	5,502,521,518	100	100
平成24年度	限度額超過	1,770	4,024	1,361,180,000	4.41	8.15
	均等割賦課	16,267	19,031	406,714,354	40.58	38.55
	その他	22,051	26,311	3,785,333,116	55.01	53.30
	合計	40,088	49,366	5,553,227,470	100	100
平成25年度	限度額超過	1,679	3,749	1,371,590,000	4.17	7.64
	均等割賦課	16,252	18,847	406,627,255	40.43	38.40
	その他	22,270	26,486	3,951,658,157	55.40	53.96
	合計	40,201	49,082	5,729,875,412	100	100
平成26年度	限度額超過	1,930	4,183	1,447,620,000	4.76	8.65
	均等割賦課	16,707	19,275	415,418,817	41.21	39.83
	その他	21,906	24,932	3,973,502,901	54.03	51.52
	合計	40,543	48,390	5,836,541,718	100	100
平成27年度	限度額超過	1,880	3,834	1,355,180,000	4.62	8.16
	均等割賦課	17,102	19,496	414,538,656	42.03	41.47
	その他	21,708	23,677	3,961,723,946	53.35	50.37
	合計	40,690	47,007	5,731,442,602	100	100
平成28年度	限度額超過	1,847	3,611	1,351,590,000	4.59	8.02
	均等割賦課	16,995	19,141	411,141,219	42.23	42.53
	その他	21,400	22,254	4,027,595,300	53.18	49.45
	合計	40,242	45,006	5,790,326,519	100	100
平成29年度	限度額超過	1,963	3,735	1,396,500,000	4.92	8.53
	均等割賦課	17,404	19,496	438,892,167	43.62	44.51
	その他	20,528	20,567	3,963,998,735	51.46	46.96
	合計	39,895	43,798	5,799,390,902	100	100
平成30年度	限度額超過	1,675	3,244	1,344,020,000	4.18	7.56
	均等割賦課	17,728	19,832	444,305,710	44.19	46.18
	その他	20,714	19,866	4,011,432,702	51.63	46.26
	合計	40,117	42,942	5,799,758,412	100	100

※各年度の途中で国保の資格を喪失した者のデータも含んでいるため、各年度末の国保加入者数とは異なる。

※区分欄の「限度額超過」とは、賦課額が限度額である世帯のことである。

※区分欄の「均等割賦課」とは、均等割のみが賦課されている世帯のことである。所得割は賦課されていない。



## 8 保健事業

被保険者の健康維持増進を目的として、次のような保健事業を行っている。

### 8.1 指定保養施設

近県の旅館、ホテル、温浴施設と指定契約を結び、被保険者の利用に供している。

#### ① 宿泊施設一覧（16施設）

（令和元年8月1日現在）

県	地名	施設名	県	地名	施設名
群馬	上牧	ホテル辰巳館	新潟	越後湯沢	雪国の宿高半
	草津	草津グリーンパークパレス		六日町	心と体の保養の宿龍氣
		草津温泉大東館	神奈川	奥湯河原	青巒荘
		草津温泉ホテルリゾート		静岡	伊東
山梨	山中湖	ホテルマウント富士	下田（蓮台寺）		クアハウス石橋旅館
			長野	浅間	千葉
鹿教湯	館山	館山リゾートホテル			
軽井沢	ペンション・ラブラドル	全国		かんぼの宿（全国50施設）	

#### ② 宿泊施設利用状況

（年度末時点）

年度	契約施設数	利用件数	利用人数
平成26年度	13	14	43
平成27年度	13	9	28
平成28年度	12	11	58
平成29年度	12	15	53
平成30年度	16	12	74



#### ③ 日帰り温泉施設一覧

地名	施設名
お台場	大江戸温泉物語
浦安	大江戸温泉物語浦安万華郷
豊島区	東京染井温泉 Sakura
	タイムズスパ・レスタ

### 8.2 日帰り温泉施設利用補助金事業

区内にある温泉施設「東京ドーム天然温泉スパ ラクーア」と契約し、割引料金で入館できる利用券を配布する。（年1回・応募制）

ア 実施期間 通年

イ 利用補助額 1枚1,200円 ※利用者負担額は、協定料金から利用補助額を差し引いた金額

スパ入館料		一般料金	協定料金	利用者負担額
大人 （18歳以上）	平日	2,850円	2,484円	1,284円
	土日・祝日・特定日	3,174円	2,808円	1,608円
子供 （6歳～17歳）	平日	2,052円	2,052円	852円
	土日・祝日・特定日	2,376円	2,376円	1,176円

## ウ 配布実績

年 度	応募総数	当選者数	配布枚数	備 考
平成 27 年度	1,679	1,586	3,172	1人あたり2枚
平成 28 年度	1,764	1,637	3,274	1人あたり2枚
平成 29 年度	2,423	1,684	3,368	1人あたり2枚
平成 30 年度	1,691	1,619	3,238	1人あたり2枚
令和 元 年度	1,591	1,532	3,064	1人あたり2枚

## 8.3 特定健康診査・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）とは、高血糖・高血圧・脂質代謝異常といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持った状態のことをいう。区では、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・解消を目的とした健診・保健指導を行っている。

### ① 特定健康診査（無料）

#### ア 対象者

年度内に満40歳～74歳になる方で、4月1日から継続して文京区国民健康保険に加入している方

#### イ 健診項目

##### 【基本項目】

問診、身体計測、理学的検査（診察・血圧測定等）、尿検査（尿糖・尿蛋白）、血液検査（脂質検査〔中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール〕・血糖検査〔血糖、HbA1c〕・肝機能検査〔GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP〕

##### 【医師の判断で実施する項目】

貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）・心電図検査・眼底検査・血液検査（血清尿酸・クレアチニン）・胸部レントゲン検査

#### ウ 会場

区内の指定医療機関

#### エ 対象者・受診者数等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者	29,357人	28,994人	28,204人	26,886人	25,999人
受診者	12,269人	12,427人	12,646人	11,952人	11,808人
受診率	41.8%	42.9%	44.8%	44.5%	45.4%



### ② 特定保健指導（無料）

#### ア 対象者

特定健康診査で、メタボリックシンドローム該当者及び予備群と判定された方で、保健指導が必要と認められた方

#### イ 会場

区の指定する施設

#### ウ 対象者・終了者数等

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者	1,264人	1,284人	1,273人	1,214人	1,235人
終了者	59人	195人	171人	214人	208人
実施率	4.7%	15.2%	13.4%	17.6%	16.8%



## 9 国民健康保険事業決算状況

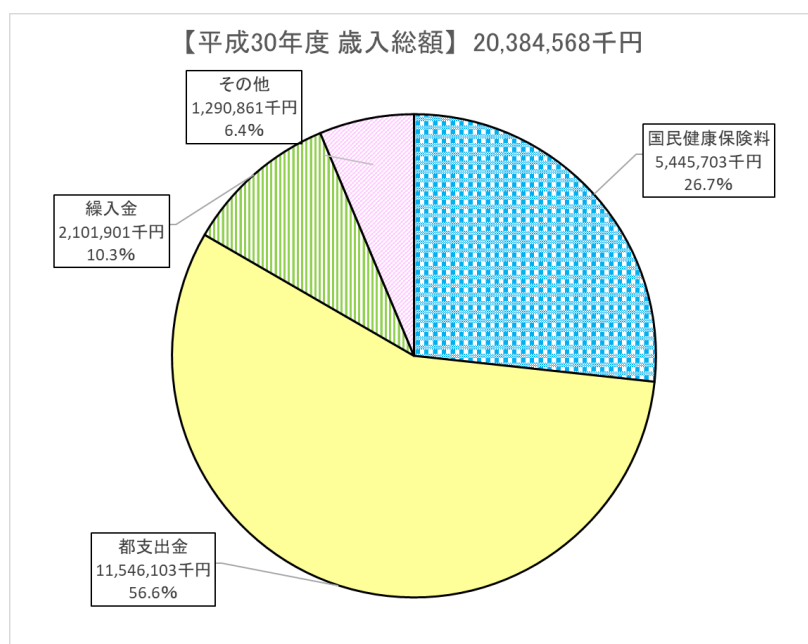
平成30年度の国民健康保険特別会計決算は、歳入は総額で203億8,456万8千円となり、前年度と比較して、額で28億9,483万円、率で約12.4%の減となった。

また、歳出は総額200億7,671万7千円となり、額で19億4,796万4千円、率で約8.8%の減となっている。歳入・歳出の特徴をみると、以下のとおりとなる。

### 9.1 平成30年度歳入決算状況

歳入では、本特別会計の基本的な財源となる保険料が、54億4,570万3千円で、対前年度比で1億1,696万円の減となった。

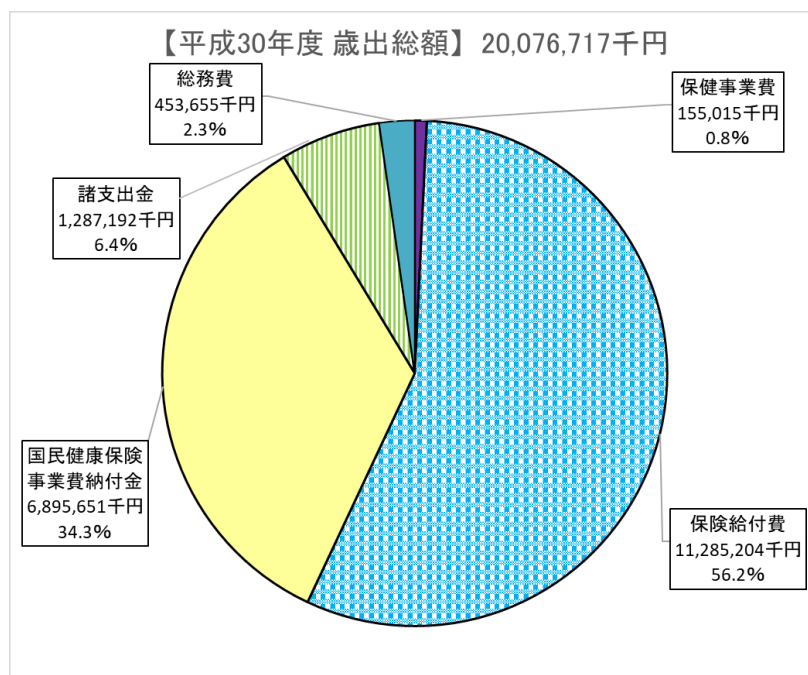
また、平成30年度の広域化により保険給付等に要する経費が都から交付されることとなったため、都支出金が115億4,610万3千円なり、歳入全体の約5割（56.6%）を占めている。



### 9.2 平成30年度歳出決算状況

歳出では、その中心となる保険給付費が112億8,520万4千円と全体の約5割（56.2%）を占め対前年度比で4,106万9千円の減となっている。

また、平成30年度の広域化により東京都において算出した納付金を納付する仕組みとなったため、国民健康保険事業費納付金が新設され、68億9,565万1千円と歳出全体の約3割（34.3%）を占めている。



※円グラフの計数及び各項目の金額については、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数を調整していないため、合計値と一致しない場合がある。

### 9.3 過去3年間の決算状況

【歳入】

科目	年度 区分	平成30年度(年間平均被保険者数43,784人)				平成29年度(年間平均被保険者数44,740人)				平成28年度(年間平均被保険者数46,430人)			
		予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	収入済額 (円)	予算現額に対する増減額 (円)	構成比 (%)
1	国民健康保険料	5,505,364,000	5,445,702,501	△ 59,661,499	26.7	5,529,823,000	5,562,663,362	32,840,362	23.9	5,509,304,000	5,504,605,303	△ 4,698,697	23.6
2	一部負担金	2,000	0	△ 2,000	0.0	2,000	0	△ 2,000	0.0	2,000	0	△ 2,000	0.0
3	使用料及び手数料	18,000	46,800	28,800	0.0	18,000	49,500	31,500	0.0	18,000	50,700	32,700	0.0
4	国庫支出金	514,000	448,000	△ 66,000	0.0	3,616,483,000	4,062,728,493	446,245,493	17.5	3,689,206,000	3,948,849,180	259,643,180	16.9
5	療養給付費等交付金	0	0	0	0.0	210,515,000	213,647,000	3,132,000	0.9	317,846,000	298,864,924	△ 18,981,076	1.3
6	前期高齢者交付金	0	0	0	0.0	3,237,899,000	3,237,899,855	855	13.9	2,943,791,000	2,943,791,129	129	12.6
7	都支出金	11,635,956,000	11,546,103,461	△ 89,852,539	56.6	866,756,000	1,089,946,333	223,190,333	4.7	927,587,000	1,128,767,353	201,180,353	4.8
8	共同事業交付金	0	0	0	0.0	5,042,599,000	5,032,023,271	△ 10,575,729	21.6	5,300,060,000	5,197,168,778	△ 102,891,222	22.2
9	繰入金	2,101,901,000	2,101,900,684	△ 316	10.3	2,710,621,000	2,710,620,625	△ 375	11.6	3,224,969,000	3,224,968,572	△ 428	13.8
10	繰越金	1,254,718,000	1,254,717,919	△ 81	6.2	1,332,314,000	1,332,313,810	△ 190	5.7	1,104,721,000	1,104,720,603	△ 397	4.7
11	諸収入	6,665,000	35,648,354	28,983,354	0.2	20,181,000	37,506,357	17,325,357	0.2	17,514,000	21,901,682	4,387,682	0.1
	合計	20,505,138,000	20,384,567,719	△ 120,570,281	100.0	22,567,211,000	23,279,398,606	712,187,606	100.0	23,035,018,000	23,373,688,224	338,670,224	100.0

【歳出】

科目	年度 区分	平成30年度(年間平均被保険者数43,784人)				平成29年度(年間平均被保険者数44,740人)				平成28年度(年間平均被保険者数46,430人)			
		予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)	予算現額 (円)	支出済額 (円)	不用額 (円)	構成比 (%)
1	総務費	469,902,000	453,654,565	16,247,435	2.3	564,379,000	554,786,648	9,592,352	2.5	410,683,000	392,915,110	17,767,890	1.8
2	保険給付費	11,633,677,000	11,285,204,327	348,472,673	56.2	11,691,419,000	11,326,273,085	365,145,915	51.4	12,200,120,000	11,529,838,607	670,281,393	52.3
3	国民健康保険事業費納付金	6,895,652,000	6,895,650,794	1,206	34.3	0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
4	後期高齢者支援金等	0	0	0	0.0	2,515,808,000	2,515,807,638	362	11.4	2,545,113,000	2,545,111,682	1,318	11.5
5	前期高齢者納付金等	0	0	0	0.0	9,058,701	9,058,333	368	0.0	1,877,000	1,875,568	1,432	0.0
6	老人保健拠出金	0	0	0	0.0	74,000	46,885	27,115	0.0	74,000	73,676	324	0.0
7	介護納付金	0	0	0	0.0	1,050,552,000	1,050,551,552	448	4.8	1,053,782,000	1,053,781,644	356	4.8
8	共同事業拠出金	0	0	0	0.0	5,132,674,000	5,031,512,387	101,161,613	22.9	5,425,415,000	5,199,736,534	225,678,466	23.6
9	保健事業費	165,431,000	155,015,179	10,415,821	0.8	184,074,000	170,586,069	13,487,931	0.8	178,346,000	158,219,344	20,126,656	0.7
10	諸支出金	1,290,476,000	1,287,192,150	3,283,850	6.4	1,371,668,000	1,366,058,090	5,609,910	6.2	1,169,608,000	1,159,822,249	9,785,751	5.3
11	予備費	50,000,000	0	50,000,000	0.0	47,504,299	0	47,504,299	0.0	50,000,000	0	50,000,000	0.0
	合計	20,505,138,000	20,076,717,015	428,420,985	100.0	22,567,211,000	22,024,680,687	542,530,313	100.0	23,035,018,000	22,041,374,414	993,643,586	100.0

10 資料 事業年報

様式 13 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) A表  
(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	0円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		31,998			
被 保 険 者 数	総 数	42,951	973	12,720	5,630
	退職被保険者等	64	0		
	一般被保険者	42,887	973	12,720	5,630

		年度平均			
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世 帯 数		32,398			
被 保 険 者 数	総 数	43,784	896	13,119	5,630
	退職被保険者等	174	0		
	一般被保険者	43,610	896	13,119	5,630

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	14,975	15,326
介護保険第2号世帯数	13,081	13,375
	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	0	0
特定継続世帯数	0	0

	年度平均
標準負担額の減額状況	683
	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	19

被 保 険 者 増 減 内 訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	そ の 他	計
		6,253	(再掲) 他県からの転入 3,486						
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	そ の 他	計
		5,157	(再掲) 他県への転出 2,336						

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	そ の 他
	48	0	48		1	0

様式14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書(事業年報) B表(1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13-005

[1] 収入状況及び支出状況

収入				支出							
科	目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科	目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分		
		円	円	円			円	円	円		
保険料入税V	一般被保険者分	医療給付費分	3,821,629,694			給付費	総務費	453,654,565			
		後期高齢者支援金分	1,173,563,508	1,173,563,508			療養給付費	9,630,287,972			
		介護納付金分	422,869,773		422,869,773		療養費	146,422,977			
	退職被保険者分	医療給付費分	16,768,010				小計	9,776,710,949			
		後期高齢者支援金分	6,253,958	6,253,958			高額療養費	1,298,844,772			
		介護納付金分	4,617,558		4,617,558		高額介護合算療養費	1,492,710			
	退職被保険者等分計	27,639,526	6,253,958	4,617,558	移送費		0				
	計	5,445,702,501	1,179,817,466	427,487,331	出産育児諸費		58,638,281				
	国庫支出金	448,000			葬祭諸費		14,350,000				
	都道府県支出金	A 特別交付金V	保険給付費等交付金(普通交付金)	11,309,844,461				育児諸費	0		
保険者努力支援分			25,992,000			その他	12,204,504				
特別調整交付金分			85,184,000			一般被保険者分計	11,162,241,216				
都道府県繰入金(2号分)			79,497,000			療養給付費	66,726,556				
特定健康診査等負担金			45,586,000			療養費	669,631				
保険給付費等交付金(特別交付金)計			236,259,000			小計	67,396,187				
財政安定化基金交付金		0			高額療養費	14,960,215					
その他		0			高額介護合算療養費	0					
計		11,546,103,461			移送費	0					
連合会支出金		0			退職被保険者等分計	82,356,402					
一般会計繰入金	B 繰入金	保険基金安定(保険料軽減分)	512,145,600	110,352,000	43,149,600	審査支払手数料	39,937,333				
		保険基金安定(保険者支援分)	346,786,084	76,349,519	23,549,401	計	11,284,534,951				
		職員給与費等	469,128,000			国民健康保険 事業費納付金	医療給付 費分	一般被保険者分	4,732,199,805		
		出産育児一時金等	47,600,000			後期高齢者 支援金等分	退職被保険者等分	44,201,749			
		財政安定化支援事業	0			医療給付費分計	一般被保険者分	4,776,401,554	1,521,613,889	1,521,613,889	
		その他	726,243,000			退職被保険者等分	一般被保険者分	1,521,613,889	1,521,613,889	1,521,613,889	
	計	2,101,900,684	186,701,519	66,699,001	後期高齢者 支援金等分計	介護納付金分	583,414,399	583,414,399	583,414,399		
	直診勘定繰入金	0			計	6,895,650,794	1,535,834,841	1,535,834,841			
	その他の収入	35,695,154			財政安定化基金拠出金	0					
	小計(単年度収入) A	19,129,849,800	1,366,518,985	494,186,332	保健事業費	2,007,619					
				特定健康診査等事業費	153,007,560						
				健康管理センター事業費	0						
				計	155,015,179						
				保険給付費等交付金償還金	0						
				直診勘定繰出金	0						
				その他の支出	1,287,861,526	1,236,614	688,790				
				小計(単年度支出) B	20,076,717,015	1,537,071,455	584,103,189				
				単年度収支差(A-B)	-946,867,215	-170,552,470	-89,916,857				

基金繰入金 G	0			基金積立金 F	0		
繰越金 D	1,254,717,919			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計(A+C+D+E)	20,384,567,719			支出合計(B+F+G+H)	20,076,717,015		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	307,850,704		
				うち次年度への繰越金 I	307,850,704		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	307,850,704	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高 g	0
その他の資産 d	0	その他の負債 h	0
資産合計(a+b+c+d)	307,850,704	負債合計(e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	307,850,704

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)  
(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	5,791,262,926	5,116,933,118	3,651,960	0	674,329,808	0
	滞納繰越分	808,809,545	296,249,423	1,228,474	277,024,459	235,535,663	0
	計	6,600,072,471	5,413,182,541	4,880,434	277,024,459	909,865,471	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
一般被保険者分	療養給付費	計	9,607,326,170	9,630,287,972	21,840,153	1,121,649
		現年度分(再掲)	9,607,326,170	9,630,287,972	21,840,153	1,121,649
	療養費	計	145,367,927	146,422,977	550,099	504,951
		現年度分(再掲)	145,367,927	146,422,977	550,099	504,951
		高額療養費	1,298,213,151	1,298,844,772	29,120	602,501
		高額介護合算療養費	1,492,710	1,492,710	0	0
		移送費	0	0	0	0
		その他の保険給付費	85,192,785	85,192,785	0	0

4. 市町村標準保険料(税)率

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
7.53	0.00	42,796	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.41	0.00	13,628	0

所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.04	0.00	15,215	0

5. 備考

収納率		
現年分	滞納繰越分	計
88.36%	36.63%	82.02%

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ . ]
----------------	-------------	--------------------

保険料 の別 保険税	(1)	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 9
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 6,276,204	千円 358,644	千円 331	千円 6,760	千円 1,753,532	1増・(2)減	千円 77,254	千円 4,079,683		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 4,550,844	千円 0	千円 1,725,360	千円 0	% 7.32	% 0.00	円 39,000	円 0		
72.51%	0.00%	27.49%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 62,169,998	千円 0	32,548	12,685	3	245	1,641	44,240	千円 580	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		



様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	① 料	(2) 税	保険料(税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	③ 2方式	(4) その他	保険料(税) 徴収回数	回 9
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額		
千円 1,911,054	千円 110,352	千円 101	千円 2,098	千円 512,760	1増・②減	千円 24,610	千円 1,261,133		
保険料(税)算定額内訳				料(税)率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,380,174	千円 0	千円 530,880	千円 0	% 2.22	% 0.00	円 12,000	円 0		
72.22%	0.00%	27.78%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料(税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数	賦課限度額	
千円 62,169,998	千円 0	32,548	12,685	3	245	1,471	44,240	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

様式 14-4 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (4)  
(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

6. 保険料 (税) (介護納付金分) 賦課徴収状況 (介護保険第2号被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料 の別 保険料	(1) 料	(2) 税	保険料 (税) 賦課方式	(1) 4方式	(2) 3方式	(3) 2方式	(4) その他	保険料 (税) 徴収回数	回 9
保険料 (税) 算定額	保険料 (税) 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料 (税) 調定額		
千円 613,772	千円 43,887	千円 39	千円 69	千円 94,667	1増・(2)減	千円 20,844	千円 454,266		
保険料 (税) 算定額内訳				料 (税) 率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 371,254	千円 0	千円 242,518	千円 0	% 1.33	% 0.00	円 15,600	円 0		
60.49 %	0.00 %	39.51 %	0.00 %						
課税対象額		課税対象	保険料 (税)	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数	賦課限度額	
千円 27,913,849	千円 0	13,553	4,533	3	12	537	15,546	千円 160	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

○ 保険給付状況  
1. 医療給付の状況

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	673,643	13,260,426,620	9,606,888,180	3,224,987,066	428,551,374
食事療養・生活療養（再掲）	6,787	172,384,774	84,567,015	85,794,904	2,022,855
食事療養・生活療養	55		437,990	-437,990	0
療養費等					
診療費	809	23,386,580	16,565,355	6,530,946	290,279
補装具	303	12,929,682	9,495,661	2,863,102	570,919
柔道整復師	17,070	141,378,935	102,012,376	38,768,204	598,355
アンマ・マッサージ	376	14,058,755	10,343,083	2,441,665	1,274,007
ハリ・キュウ	482	7,200,600	5,196,040	1,347,995	656,565
その他	173	2,192,302	1,755,412	431,097	5,793
小計	19,213	201,146,854	145,367,927	52,383,009	3,395,918
海外療養費（再掲）	48	2,803,670	2,100,442	576,287	126,941
移送費	0	0	0	0	0
計	692,911	13,461,573,474	9,752,694,097	3,276,932,085	431,947,292

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	329,880	7,225,193,655	5,377,156,052	1,724,972,000	123,065,603
食事療養・生活療養（再掲）	3,881	93,655,395	42,588,245	50,877,950	189,200
食事療養・生活療養	35		326,790	-326,790	0
療養費等					
療養費	8,037	92,100,446	68,806,108	21,768,844	1,525,494
海外療養費（再掲）	20	1,048,310	835,563	198,392	14,355
移送費	0	0	0	0	0
計	337,952	7,317,294,101	5,446,288,950	1,746,414,054	124,591,097

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	153,108	3,465,658,917	2,756,846,535	652,222,541	56,589,841
食事療養・生活療養（再掲）	1,898	45,190,957	20,472,317	24,550,140	168,500
食事療養・生活療養	23		196,440	-196,440	0
療養費等					
療養費	3,652	42,884,458	34,306,472	7,713,516	864,470
海外療養費（再掲）	14	1,017,460	813,968	189,137	14,355
移送費	0	0	0	0	0
計	156,783	3,508,543,375	2,791,349,447	659,739,617	57,454,311

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	37,132	776,310,138	540,661,920	227,906,633	7,741,585
食事療養・生活療養（再掲）	373	7,286,538	2,345,528	4,941,010	0
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	753	7,765,981	5,434,280	2,331,701	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	37,885	784,076,119	546,096,200	230,238,334	7,741,585

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	15,418	181,731,177	144,507,153	8,206,967	29,017,057
食事療養（再掲）	133	1,752,337	513,797	592,066	646,474
食事療養	0		0	0	0
療養費等					
療養費	53	1,060,616	848,827	22,879	188,910
海外療養費（再掲）	3	361,270	289,016	0	72,254
移送費	0	0	0	0	0
計	15,471	182,791,793	145,355,980	8,229,846	29,205,967

様式15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	1,229	7,302	2,315	2,540	3,227	2,638	1,849	21,100	11,369
	高額療養費(円)	33,952,439	71,871,699	225,727,974	205,837,194	540,777,479	93,757,083	126,289,283	1,298,213,151	1,129,429,162
(再掲)前期高齢者分	件数	818	6,675	1,071	1,546	1,963	2,182	1,040	15,285	
	高額療養費(円)	21,926,839	54,119,331	110,598,578	118,452,438	327,661,818	63,346,073	37,274,335	733,379,412	
(再掲)70歳以上一般分	件数	376	6,214	263	683	1,100	1,932	823	11,391	
	高額療養費(円)	4,837,382	38,576,112	22,866,484	39,631,190	140,002,216	49,281,445	17,668,042	312,862,871	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件数	87	271	60	157	141	74	27	817	
	高額療養費(円)	3,600,785	5,335,140	8,315,066	18,314,170	37,054,317	5,456,436	3,454,662	81,530,576	
(再掲)未就学児分	件数	0	0	0	0	5	3	27	35	
	高額療養費(円)	0	0	0	0	3,052,360	143,022	2,834,853	6,030,235	
長期高額特定疾病該当者数								127人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	59
給付額(円)	1,492,710

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	141	205	0	0	10,979	11,325
給付額(円)	59,220,000	14,350,000	0	0	12,204,504	85,774,504

様式15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

5. 療養の給付等内訳  
(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,276 <sup>件</sup>	103,752 <sup>日</sup>	4,404,857,883 <sup>円</sup>
	入院外	337,641	514,074	4,939,756,928
	歯科	93,756	161,867	1,088,057,080
	小計	438,673	779,693	10,432,671,891
	調剤	233,318	( 282,820枚)	2,510,332,065
食事療養・生活療養		( 6,787)	( 260,955回)	172,384,774
訪問看護		1,652	13,087	145,037,890
合計		673,643	792,780	13,260,426,620

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	4,096 <sup>件</sup>	57,117 <sup>日</sup>	2,635,353,840 <sup>円</sup>
	入院外	165,685	262,036	2,623,657,290
	歯科	43,279	74,733	484,010,400
	小計	213,060	393,886	5,743,021,530
	調剤	116,155	( 139,600枚)	1,325,249,530
食事療養・生活療養		( 3,881)	( 140,883回)	93,655,395
訪問看護		665	5,629	63,267,200
合計		329,880	399,515	7,225,193,655

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	2,017 <sup>件</sup>	28,240 <sup>日</sup>	1,284,020,880 <sup>円</sup>
	入院外	76,896	125,506	1,241,473,890
	歯科	19,413	33,793	224,261,720
	小計	98,326	187,539	2,749,756,490
	調剤	54,490	( 65,975枚)	638,692,920
食事療養・生活療養		( 1,898)	( 68,359回)	45,190,957
訪問看護		292	2,679	32,018,550
合計		153,108	190,218	3,465,658,917

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	386 <sup>件</sup>	4,483 <sup>日</sup>	286,645,160 <sup>円</sup>
	入院外	19,113	28,359	296,688,060
	歯科	4,524	7,427	46,673,250
	小計	24,023	40,269	630,006,470
	調剤	13,080	( 15,506枚)	136,568,140
食事療養・生活療養		( 373)	( 10,947回)	7,286,538
訪問看護		29	247	2,448,990
合計		37,132	40,516	776,310,138

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	160 <sup>件</sup>	1,500 <sup>日</sup>	73,466,590 <sup>円</sup>
	入院外	8,191	12,267	68,187,820
	歯科	1,180	1,485	11,531,460
	小計	9,531	15,252	153,185,870
	調剤	5,856	( 7,650枚)	24,652,840
食事療養		( 133)	( 2,709回)	1,752,337
訪問看護		31	161	2,140,130
合計		15,418	15,413	181,731,177

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1   3   -   0   0   5

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	47	
	混合世帯	15	
退職被保険者等数	退職被保険者	62	
	被扶養者	2	0
	計	64	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	118	
	混合世帯	41	
退職被保険者等数	退職被保険者	160	
	被扶養者	14	0
	計	174	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出	
科目	収入額 (円)	科目	支出額 (円)
保険料 (税) 医療給付費分	16,768,010	医療給付費	療養給付費 66,726,556
保険給付費等交付金 (普通交付金)	90,319,070		療養費 669,631
その他の収入	12,240,979		小計 67,396,187
合計	119,328,059		高額療養費 14,960,215
			高額介護合算療養費 0
			移送費 0
			計 82,356,402
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分) 44,201,749	
		その他の支出 12,295,366	
		前年度繰上充用金 0	
		合計 138,853,517	

2. 保険料 (税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
現年分	25,537,892	25,098,419	8,680	0	439,473	0
滞納繰越分	9,717,795	2,532,427	0	1,133,143	6,052,225	0
計	35,255,687	27,630,846	8,680	1,133,143	6,491,698	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
療養給付費	計	66,723,329	66,726,556	3,227	0	0
	現年度分 (再掲)	66,723,329	66,726,556	3,227	0	0
療養費	計	669,631	669,631	0	0	0
	現年度分 (再掲)	669,631	669,631	0	0	0
高額療養費		14,960,215	14,960,215	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

収納率	現年分	滞納繰越分	計
		98.28%	26.06%

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-------------	------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額				
千円 30,304	千円 1,919	千円 0	千円 0	千円 1,679	1増・(2)減	千円 10,132	千円 16,574				
保険料（税）算定額内訳				/							
所得割	資産割	均等割	平等割								
千円 20,476	千円 0	千円 9,828	千円 0								
67.57%	0.00%	32.43%	0.00%	/							
課税対象額		課税対象	保険料（税）					災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数					減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 279,720	千円 0	200	85	0	0	2	252				

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 9,234	千円 590	千円 0	千円 0	千円 465	1増・(2)減	千円 3,035	千円 5,144
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 6,210	千円 0	千円 3,024	千円 0				
67.25%	0.00%	32.75%	0.00%				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 279,720	千円 0	200	85	0	0	2	252



様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況  
（平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	4,025	95,743,616	66,723,329	27,098,710	1,921,577
食事療養（再掲）	46	1,318,626	625,836	692,790	0
食事療養	0	0	0	0	0
診療療養費	0	0	0	0	0
補装具	2	100,293	70,205	30,088	0
柔道整復師	120	856,342	599,426	232,417	24,499
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	122	956,635	669,631	262,505	24,499
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	4,147	96,700,251	67,392,960	27,361,215	1,946,076

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

	件数	合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数		33	8	26	30	38	14	160	101
	高額療養費(円)	1,003,133	215,400	1,217,409	2,145,034	9,734,611	412,972	231,656	14,960,215
(再掲)	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
未就学児分	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								1人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

様式18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）  
 退職者医療にかかる医療給付状況  
 （平成30年度）

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 5

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	37	569	13	225	14,673,280
	入院外	1,588	2,255	448	681	4,468,360
	歯科	343	600	156	237	1,482,470
	小計	1,968	3,424	617	1,143	20,624,110
調剤	1,089	(1,288枚)	14,159,170	351	(421枚)	3,065,190
食事療養	(33)	(1,390回)	926,668	(13)	(589回)	391,958
訪問看護	-4	-18	-423,880	4	103	940,610
合計	3,053	3,406	70,721,748	972	1,246	25,021,868

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0
	入院外	0	0
	歯科	0	0
	小計	0	0
調剤	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	0	0	0

給付別表 V 表 (1)

(全体)  
(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				
		費用額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分
				薬剤一部負担金 (再掲)		
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	43,200	31,410	21,955	45,450	0	-35,995
心障医療 (法制 No. 80)	54,877,018	440,887,870	316,947,466	55,928,345	0	68,012,059
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	3,331,149	72,923,230	51,195,797	4,438,699	0	17,288,734
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	512,734	10,493,700	7,525,466	352,830	0	2,615,404
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1,976,684	52,285,990	38,056,146	8,906,455	0	5,323,389
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	-53,374	204,430	163,544	-204,794	0	245,680
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	3,340,490	151,572,620	106,100,834	2,594,200		42,877,586
結・精適用医療 (法制 No. 10.21)	537,061	188,407,150	133,405,300	12,449,556	0	42,552,294
計	64,564,962	916,806,400	653,416,508	84,510,741	0	178,879,151

2. 出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	140	58,800,000

給 付 別 表 V 表 (2)

(70歳以上一般分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	-320	-256	-4,096	4,032
心障医療 (法制 No. 80)	8,641,409	83,259,570	66,607,656	7,514,623	9,137,291
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	96,642	1,495,360	1,196,288	100,415	198,657
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	144,156	1,798,760	1,439,008	65,180	294,572
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	855,144	14,559,530	11,647,624	2,380,685	531,221
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型肝炎 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10.21)	521,306	15,202,950	12,162,360	1,512,691	1,527,899
計	10,258,657	116,315,850	93,052,680	11,569,498	11,693,672

給 付 別 表 V 表 (3)

(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	365,738	4,104,920	2,873,444	573,867	657,609
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	484,860	339,402	0	145,458
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	53,088	3,136,900	2,195,830	386,198	554,872
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型肝炎 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10. 21)	9,956	101,900	71,330	11,262	19,308
計	428,782	7,828,580	5,480,006	971,327	1,377,247

給 付 別 表 V 表 (4)

(未就学児分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	-53,374	204,430	163,544	-204,794	245,680
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10.21)	0	0	0	0	0
計	-53,374	204,430	163,544	-204,794	245,680

給 付 別 表 V 表 (5)  
(前期高齢者分再掲)  
(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	31,410	21,955	2,250	7,205
心障医療 (法制 No. 80)	20,466,569	182,044,130	135,756,848	20,587,842	25,699,440
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	96,642	1,495,360	1,196,288	100,415	198,657
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	282,912	5,068,240	3,727,644	203,936	1,136,660
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	1,082,442	28,452,360	21,372,605	4,583,270	2,496,485
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10. 21)	531,262	28,271,750	21,310,520	2,436,293	4,524,937
計	22,459,827	245,363,250	183,385,860	27,914,006	34,063,384

給付別表 N 表 (1)

(全体)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	8,858,856	4,211,756	4,647,100	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	240,270	115,190	125,080	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	11,230	3,410	7,820	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	11,762	2,462	9,300	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	211,810	64,670	147,140	0
結・精適用医療 (法制 No. 10. 21)	0	0	0	0
計	9,333,928	4,397,488	4,936,440	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,652	145,037,890	105,326,961	33,019,161	6,691,768

3. 一部負担金減免額調 (一般被保険者分)

区分	全体分	前期高齢者分 再掲	70歳以上一般 再掲(8割)	70歳以上一般 再掲(9割)	70歳以上現役並 再掲(7割)	70歳以上現役並 再掲(8割)	未就学児 再掲(8割)
	647,511	355,527	0	0	0	0	10,284



給 付 別 表 N 表 (2)

(70歳以上一般分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費(一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	1,843,297	653,697	1,189,600	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	13,440	3,780	9,660	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	11,762	2,462	9,300	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10.21)	0	0	0	0
計	1,868,499	659,939	1,208,560	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	292	32,018,550	25,663,534	6,027,393	327,623

給 付 別 表 N 表 (3)

(70歳以上現役並み所得者分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	16,468	5,888	10,580	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10.21)	0	0	0	0
計	16,468	5,888	10,580	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	29	2,448,990	1,714,293	734,697	0

給 付 別 表 N 表 (4)

(未就学児分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10. 21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	31	2,140,130	1,712,104	333,166	94,860

給 付 別 表 N 表 (5)

(前期高齢者分再掲)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費 (一般被保険者分)

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	3,804,272	1,434,302	2,369,970	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	13,440	3,780	9,660	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	11,230	3,410	7,820	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	11,762	2,462	9,300	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10. 21)	0	0	0	0
計	3,840,704	1,443,954	2,396,750	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	665	63,267,200	47,583,129	14,729,788	954,283

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (一般)

区分	項目	調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	1,459	19,665,106	1,160	17,436,005	299	2,229,101
	過年度分 B	( 0 )	( 0 )				
		778	6,782,516	391	4,600,252	387	2,182,264
	不正利得徴収金 C	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	( 0 )	( 0 )				
		47	689,797	47	689,797	0	0
	その他 E	( 0 )	( 0 )				
		9	14,947,059	8	14,755,799	1	191,260
	B+C+D+E 計	( 0 )	( 0 )				
		834	22,419,372	446	20,045,848	388	2,373,524

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況 (退職)

区分	項目	調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	( 0 )	( 0 )				
		1	3,227	1	3,227	0	0
	不正利得徴収金 C	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
	その他 E	( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
	B+C+D+E 計	( 0 )	( 0 )				
		1	3,227	1	3,227	0	0

給 付 別 表 U 表

<公営用>

(平成30年度)

都道府県名	東京都
保険者名	文京区
都道府県・保険者番号	13 - 005

1. 高額介護合算療養費 (C表(2)内訳)

	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給付額	1,492,710	1,492,710	66,537	243,092	0

2. 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No. 41)	0				
特殊疾病 (法制 No. 51)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型肝炎 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0				0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0				0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No. 10.21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0





ぶんきょうの国保  
(令和元年版)

令和元年 9 月発行

編集・作成・発行

文京区福祉部国保年金課

〒112-8555

文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111 (内線 2631・2632)